

令和 2 年

第 4 回西原村定例会会議録

令和 2 年 1 2 月 8 日

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 2 年第 4 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2 月 8 日	火	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
1 2 月 9 日	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
1 2 月 1 0 日	木	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3名） ・議案審議 (議案第103号～ 第105号) 	・条例
1 2 月 1 1 日	金	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第106号～ 第114号) ・発議第10号 ・陳情書等審議 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続 調査申出 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算 ・一般 議案

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は12月25日までとする。

提 出 議 案 等

(令和2年12月8日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|---------|---|
| 議案第103号 | 地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 議案第104号 | 西原村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第105号 | 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第106号 | 令和2年度西原村一般会計補正予算(第9号)について |
| 議案第107号 | 令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 議案第108号 | 令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 議案第109号 | 令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第110号 | 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第111号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第112号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第113号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第114号 | 工事請負変更契約の締結について |

(令和2年12月10日提出)

(一般質問)

1番 西口義充君 2番 尾崎幸穂君 3番 高本孝嗣君

(令和2年12月11日提出)

(議員提出議案)

発議第10号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について
陳情書について

目 次

第1号（12月8日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（議案第103号～第114号）	6
日程第 5 休会の件について	9
散 会	9

第2号（12月10日）

議事日程第2号	1 1
応招議員氏名	1 2
出席議員氏名	1 3
事務局職員出席者	1 3
説明のため出席した者の職氏名	1 4
開 議	1 5
日程第 1 一般質問	1 5
(西口義充)	1 5
・自然災害から命を守る取組みについて	
・総合型スポーツクラブの進捗状況について	
・通学路の見直し及び安全対策について	
(尾崎幸穂)	2 7
・G I G Aスクール構想について	
(高本孝嗣)	3 3
・熊本地震復興について	
日程第 2 議案第103号 地方税法の一部改正に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について	3 9
日程第 3 議案第104号 西原村保育の必要性の認定に関する 基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	4 3
日程第 4 議案第105号 西原村国民健康保険税条例の一部を	

	改正する条例の制定について	4 5
散 会		4 6
第3号(12月11日)		
議事日程第3号		4 7
応招議員氏名		4 9
出席議員氏名		5 0
事務局職員出席者		5 0
説明のため出席した者の職氏名		5 1
開 議		5 2
日程第 1	議案第106号 令和2年度西原村一般会計補正予算 (第9号)について	5 2
日程第 2	議案第107号 令和2年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算(第3号)について	7 2
日程第 3	議案第108号 令和2年度西原村介護保険特別会計 補正予算(第4号)について	7 4
日程第 4	議案第109号 令和2年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算(第2号)について	7 8
日程第 5	議案第110号 令和2年度西原村中央簡易水道事業 特別会計補正予算(第2号)につい て	7 9
日程第 6	議案第111号 工事請負変更契約の締結について	8 0
日程第 7	議案第112号 工事請負変更契約の締結について	8 0
日程第 8	議案第113号 工事請負変更契約の締結について	8 0
日程第 9	議案第114号 工事請負変更契約の締結について	8 0
日程第10	発議第10号 西原村議会会議規則第129条に伴 う議員派遣について	8 6
日程第11	組合議会の報告等について	8 6
日程第12	陳情書について	8 8
日程第13	委員会の閉会中の継続調査申出書について	9 0
閉 会		9 1
署 名		9 3

第 1 号 (12月 8日)

令和2年第4回西原村議会定例会会議録

令和2年12月8日、令和2年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年12月8日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和2年第4回西原村議会定例会を開会します。

会議に入ります前に、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している今日です。国内では16万3,000人ほど、熊本県でも1,100人ほどの感染者が確認されています。議員各位、また職員の皆さんも、日頃からマスクの着用、小まめな手洗い、手指の消毒等を徹底し、自己管理に努めてもらいたいと思います。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、西口義充君、8番議員、上野正博君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、12月1日に行われました議会運営委員会で本日8日より11日までの4日間と想定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を12月25日までの18日間とすることとしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日8日より11日までの4日間を想定しますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を12月25日までの18日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣についてを報告します。

11月12日に、熊本県町村議会広報コンクール表彰式及び町村議会広報研修が菊陽町図書館ホールで開催され、「殻を破れ！！創意、熱意の取り組みに学ぶ」と題して、パネルディスカッション形式で行われました。

11月17日には、町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会が大津町文化ホールで開催され、三菱総合研究所未来共創本部主席研究員、松田智生氏による「コロナ禍における地方創生 逆参勤交代制度について」と題して講演が行われました。

以上で、議長からの諸般の報告を終わります。

ほかに諸般の報告として何かございませんか。

(「なし」の声)

○議長(山下一義君)なければ、これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君)おはようございます。

令和2年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに年末の大変ご多忙の中、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年も12月となり、残り20日余りとなりました。師走と聞くだけで何かと慌ただしく感じるものであり、議員各位におかれましても、それぞれの立場でご活躍のことと推察いたします。

さて、近年は、毎年のように県内外において災害が多発しており、しかも、激甚的な被害をもたらす大災害が発生しております。今年も、県南の人吉・球磨地方での7月豪雨による甚大な被害が発生し、死者65名といまだに2名の行方不明となっております。同じ災害を経験した村として、誠に心が痛むのであり、被災地の日も早い復旧復興を願うものであり、被災された方々にお見舞い申し上げる次第でございます。

また、今年も新型コロナウイルスが全国的に感染しており、全国で16万人以上が感染し、県内においても1,000人以上、今朝の新聞では1,099名感染者が発生しており、13名の方が犠牲となっております。

阿蘇郡市では、本村だけが感染0を続けておりますが、今後もマスクの着用と消毒、手洗いの励行と3密を避け、いま一度感染防止の意識を高めるとともに、新型コロナウイルス感染症の恐ろしさを再認識する必要があると思います。今後とも感染防止に努めてまいります。

熊本地震関係では、現在、仮設住宅には11月末現在で28世帯68名の方が入居中であり、宅地の再生事業を一日も早く完成させ、全ての方が自宅の再建ができるよう努めてまいります。

公共の復旧事業もほぼ入札を終えており、古閑地区、畑風当地区、下小森地区、上布田地区がほぼ完成しており、残りの大切畑地区、下布田地区においても、今年度末までの完成を目指し、急ピッチで施工中であり、当初の予定どおり5か年で終わると予想しております。

総合体育館建設も順調に工事が進んでおり、残りの事業費についても、国に要望活動を実施しており、国の第3次補正予算もしくは令和3年度の当初予算で計上していただけるものと思っております。

また、地震で中断しておりました事業につきましても、今後順次施工できるよう、職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも、議員各位のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案第103号、地方税法の一部改正に伴う関係条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布され、地方税法の延滞金に関わる規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第104号、西原村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、西原村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明申し上げます。

議案第105号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、税務課長よりご説明申し上げます。

議案第106号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,014万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,584万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、国庫補助金3,778万4,000円の増額補正、繰入金6,787万8,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費を6,464万4,000円の増額、農林水産業費の農業費を4,565万1,000円の増額、土木費の道路橋梁費を4,166万6,000円増額しております。そして、予備費を6,280万円減額補正しております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第107号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,505万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国民健康保険税300万円の減額補正、国庫支出金180万円の増額補正、県支出金140万7,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費6万6,000円の増額補正、諸支出金50万円の増額補正、予備費35万9,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第108号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,217万6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、保険料93万7,000円の減額補正、国庫支出金383万1,000円の増額補正、諸収入115万8,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費105万6,000円の増額補正、諸支出金63万9,000円の増額補正、予備費288万5,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第109号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,173万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金195万1,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費17万1,000円の増額補正、後期高齢者医療広域連合納付金178万3,000円の増額補正、予備費16万2,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第110号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,914万6,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳出におきましては、業務費482万円の増額補正、消費税相当額に82万4,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明申し上げます。

議案第111号から議案第114号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

議案第111号から議案第114号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第111号、工事請負変更契約の締結について、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）、議案第112号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）、議案第113号、工事請負変更契約の締結について、小規模住宅地区等改良工事（下

布田10)、議案第114号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工事(KH118・129・135)、以上4件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業であり、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明申し上げます。

以上、今期定例会の提案は、議案12件でございます。

議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞ議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長(山下一義君) 以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日9日の本議会を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、明日9日の本議会を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は10日午前10時より行います。本日はこれをもって散会します。

午前10時17分 散会

第 2 号 (12月10日)

令和2年第4回西原村議会定例会会議録

令和2年12月10日、令和2年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年12月10日（木曜日） 議事日程第2号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第103号 地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第104号 西原村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第105号 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、12月1日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、7番議員、西口義充君、件数3件、発言を許可します。

（7番議員 西口義充君 登壇 質問）

○7番議員（西口義充君）7番議員、西口です。

通告3件、ただいまより質問をさせていただきます。

第1点目、自然災害から命を守る取組みについてということで質問いたします。

熊本では、大震災が起きまして4年8か月になろうとしております。当村においては、いち早い対応の下、首長をはじめ各職員の頑張りと、また全国からのご支援の下、県下でも最も早く復旧・復興が進みまして、その結果、本年度中、来年の3月いっぱいにはある程度めどがついたということで、我々議員といたしましても大変安堵しているところでございますし、住民の方々も安心されるのではなかろうかと思っております。

さて、この近年、毎年日本各地でいろんな形の大災害が起きております。そのときにおいて多くの人命を奪い、自然を壊し、悲惨な状況となっているところでございます。本年7月3日から4日にかけての県南、県北の地域に、活発になった梅雨前線で甚大な被害をもたらした熊本豪雨、球磨川流域などの河川氾濫が起き、土砂災害等が起き、65名の方が亡くなり、いまだ2名の方が行方不明というようなことでございます。この被災をされた中で、65名のうち高齢者、65歳以上が亡くなられた方が85%というようなデータが出ております。

今回の集中豪雨の原因は、積乱雲が次々と発生し連なった線状降水帯であります。この線状降水帯、東西400kmから500kmまでに及んだとも言われております。線状降水帯は、気象庁のほうでは予測がつかないというようなことで、大変、今の時点で把握するのは難しいということでございます。

また、梅雨が過ぎますと台風による警戒が必要になってまいります。そこで、いろいろ今後対応策を考えていかなければならないと思っております。

積乱雲が渦を巻き、台風が頻繁に発生しやすくなっております。しかしながら、新聞等で見ておりましたも、海水温が上がると台風の回数は少なくなりますけれども、大きな台風に変わってきているというようなことでございます。

1999年9月に起きました18号台風、不知火町松合地区におきましては、この台風によりまして海水面が12mかさ上げされて集落に流れ込み、12名の方が亡くなられております。このときの気圧が930hPa、最大風速が67mぐらいのスーパー台風ではなかったらどうかというふうにも言われております。

さて、今回の質問は、高齢者や介護が必要な障害者等の避難支援と避難場所の指定をどのように考えているのかというようなことでございます。

本年9月初めに起きました台風、気象庁の説明によりますと、非常に強い台風9号、気圧も低く、風も今までにない、経験したことがない大型台風と報道されておりました。本当に報道されているような風が吹けば、仮設住宅などは基礎もない丸太の上に建っている住宅でもございました。とても危険を感じました。また、この住宅には老人の方もたくさん住んでおられまして、この人たちはどうなるのかなという心配を一番にいたしました。一人でも早く皆さんが避難していただくような対応をしてもらわんといかんというようなことで、すぐさま住民課の課長に電話いたしました。そのときに、もう会議をやっておりますよというようなことでございまして安堵いたしましたけれども、何しろ早くに対応を取ってくれと、呼びかけを行ってくれというようなことで、指定場所も早くしてくれというようなことで電話しまして、その後、行政のほうでは避難準備を放送されておりました。本当にあの恐怖に対しては、私も怖かったですけれども、西原村住民の方、県下の方も大変怖い思いをされたのではないだろうかと思っております。

今後、そういうことがありまして、第1点、障害者の方は、本当に自分では動けない、人の力が必要な方もたくさんおられます。車も運転ができませんので、そういうときの対応策と、そういう方々の避難場所というのをどのようにお考えになっているのか、村長、お伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）高齢者や介護が必要な障害者など、避難支援と避難場所の指定をどのように考えているかという内容の質問ということで、お答えをさせていただきます。

今、議員が申されましたように、今年も大雨、台風による避難所も村のほうでは開設しております。特に本年は、新型コロナウイルスの感染連鎖が終息しない中での避難所を開設したところでもあります。今年の台風時には、事前に村のほうでも課長会議を開き、上陸、接近したときの対応を協議し、確認を行ったところでもございます。避難所運営につきましても、今は特に感

感染症の予防、3密、要するに密閉、密集、密接を避けることを踏まえた対応が必要であることは認識しております。関係各課と連携を密にして、避難所開設時に感染症対策に万全を期しているところであります。

特に今年は、台風10号が接近し、それに伴いまして特別警戒クラスの予報が発令をされております。西原村におきましても、構造改善センター、山西小学校、河原小学校、それぞれの体育館3か所を避難所として開設させていただきました。最大級の台風ということで早めの避難指示の呼びかけを行い、特に、消防団による避難広報活動や民生委員、社協等の職員による戸別訪問等による避難の呼びかけを実施したところでございます。

西口議員の質問の避難支援と避難場所の指定につきましても、避難指示を行ったが、実際に避難を希望された方への避難支援は西原村においては大きな課題ということで認識をしております。避難したい人がスムーズに避難できる体制整備に向けて、消防団、自主防災組織、民生委員、各関連施設職員等と連携ができるよう検討していきたいというふうに思っております。

やはり避難支援が必要な方は、特に歩くことのできない方、介護の必要な方、家族の付添いが必要な方といろいろおられますけれども、そういった方々には特に配慮が必要じゃないかなというふうに思います。

また、避難場所の指定につきましても、避難指定の第1避難所と考えておりますが、指定避難所内で必要な支援を行うことが著しく困難な方がおられる場合は、必要に応じて関係者との協議の上、避難者の理解を十分に得て、必要な体制確保ができる福祉避難所等への誘導ができる体制を検討してまいります。

3密を避けるために今まで経験したことのない対応の課題等がありますが、災害時において命を守るための行動を促しスムーズな避難ができるよう、今後またさらに検討してまいりたいと思います。

2点目の質問の中にも内容が似ておりますので、またそのところで答弁させていただきます。以上です。

○7番議員（西口義充君）次、2点目に入らせていただきます。

今後、温暖化が進むにつれて、大きな想定外の台風が発生するという予報でございます。スーパー台風というようなものを予想に入れて、第2点のほうへ進めていきたいと思っております。

今後、想定外の台風等が発生した場合の指定避難場所への集まりが多くなると考えられますが、現在の施設で安全は確保できるのかということでございます。

先ほど村長も言われましたように、村の避難場所は両小学校体育館、構造改善センター等があります。建物に対しての心配はございませんが、現在の窓ガラス、2mmから3mm、強風に対して対応できるのかというのが心配しているところでございます。たくさんの方が避難をされますので、やはり安

全・安心な施設でなければいけないかと思っております。

1999年の18号台風、東バイパス等で、私の経験ですけれども、道路沿いのショーウィンドーのガラス、厚みは十何mmかありますけれども、これも大型ガラスがほぼ割れてしまいました。これも無残なもので、なぜ割れたかという、やはり風速40mを超えたら石が飛んでくるというようなことがございます。小さい石でもああいう大きなガラスはすぐに割れてしまいます。石だけでもございませぬし、風倒木とかも飛んでまいりまして、割れたときのその破片がとても危険でございます。

そういうことで、体育館は下のほうが壁になっておりますけれども、上のほうがほぼ全面ガラスでございます。もしも上のほうに飛んだときに下に避難をされている方がおられれば、ガラスは飛んできますので、皆さん何らかのけがをされるんじゃないかなろうかと。じゃ、これは安全な避難場所であるといっても危険は伴っていると私は考えておりますけれども、そういう施設を、避難していただくならば全て早めの対応を取っていく必要があるんじゃないかなろうかと思えます。

気象庁も、今後今までにない台風が出てくるという予想はいつも言われておりますので、いち早く村としての対応を考えていただくならばという思いで質問いたしました。村長、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）2点目ということでよろしゅうございますか。（「はい」の声）

今後、想定外の台風等が発生した場合、指定避難所への集まりが多くなると考えられるが、現在の施設で安全性は確保できるかという内容であるかと思えます。

近年では、先ほど議員も言われましたように、地球温暖化によりまして海水温度の上昇により、発生する台風も大型で勢力も強くなってきております。

今年の9月6日、7日に熊本県に最接近した台風10号は、気象庁から過去最強クラス、特別警報の発表の可能性があるとして発表され、本村においても熊本県への最接近に当たり、事前に庁内課長会議による情報共有と対応についての確認を行い、災害警戒本部を設置し対応したところであります。また、事前の避難情報の周知と自主避難のために、避難所の開設による対応をしております。避難所について、指定避難所として3か所開設し、避難者総数は、9月6日夜の10時現在でありますけれども、32世帯67人ございました。幸いなことに勢力が弱まり、懸念された甚大な被害はなかった結果であります。台風の防災対応の重要性を再認識したところでもございます。

今回の台風10号の接近で、ほかの自治体では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から避難所の収容人員の制限のため、避難者が収容できない事案が起きております。ご質問の本村の指定避難所が大丈夫かというご質問で

ありますが、台風接近時における指定避難所の避難者収容の対応についてのご質問としてご回答いたします。

本村の地域防災計画では、指定避難所を4か所しております。熊本地震発生時にも指定避難所として利用しております。現在、新型コロナウイルス感染拡大により、避難所における感染防止対策が必要とされており、3密対策から、通常の収容人員より少ない収容人員とならざるを得ない状況でございます。本村としては、4か所の指定避難所の収容人員を超える避難者の対応として、避難所へ配置する職員の確保も必要ではありますが、ほかの公共施設を避難所として増やして対応したいというふうに考えております。

また、台風については、事前に予想進路と接近日時の予報が出されることから、早めの避難情報周知や、避難される方へ対して、避難所以外の避難の選択肢として親戚や知人宅への避難も含めた分散避難のための避難準備の周知を図っていききたいというふうに考えております。

また、現在の4か所の指定避難所ですが、現在建設中の総合体育館も完成後には防災計画における指定避難所として指定することで、さらに避難所の収容人員の確保に寄与できると考えております。

現在の指定避難所を基本に、台風接近時の避難対応に取り組んでまいります。

ちなみに、体育館が来年9月に完成する予定でございます。体育館の1階部分が3,500㎡ございます。1人、畳2枚、約4㎡確保しても875人の収容となる計算でございます。熊本地震並みの災害が発生したときには、コロナが終息していれば問題がございませんが、コロナが終息しなくても総合体育館があれば対応できるんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○7番議員（西口義充君）新しく体育館ができれば、担当課長のお話を聞きまして、ガラスのほうは台風が来ても大丈夫だというような報告を受けておりますので総合体育館につきましては安心をしておりますけれども、それ以外に対しましては、非常に昔のガラスでございます。何かフィルム等でも貼って飛散防止等も考えていっていただければと思っております。数m上からガラスが落ちてきますと、頭に当たったときは一命を失うおそれもありますので。

西原村は早くから防災面に対しましては県下一、動いておる村だと思っておりますので、1か所だけじゃなくて数か所に分かれてのコロナによる避難ということで、何らかの対応は取っていく必要があるだろうと思っております。

今回、国のほうも、菅首相の答弁の中で国土強靱化のお話が出ておりました。5年間において15兆円の予算の準備に入るといようなお話も流れておりますので、人命を守るためにも、何らかそういう予算があれば、活用でき

ればそういうことも予算に入れていただいて、みんなが安心して避難できるような施設にしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、3点目、各集落にあるカライモ貯蔵庫等も避難場所として活用できると考えられます。各地域の協力をいただくことはできないかというようなことをございます。この先、先ほどから言いますけれども、地球温暖化とともに想定外の強風が起きると言われていますから、今後、各集落の近くでの災害対応策として、各集落で見直しをしていってもいいのではないかと思っております。

スーパー台風が発生したとすると、一番安全な場所といえますのはやはりガラスがない窓、コンクリートに囲まれた場所ではないかと思っております。そういうことで、避難場所としても各地域に、台風が起きますのが7月、8月、9月、10月の間です。カライモ貯蔵庫がその時期詰まれば避難場所とはなりませんけれども、もしも空いているならば、扉も鉄板でございますし、いざというときにいろんなものが飛んできますので守れるんじゃないかなと思っております。

建物自体も、今の住宅だったら強風には強いと思えますけれども、スーパー台風が来たときにはガラス窓、雨戸でも突き破ってしまいます。皆さん、シャッターがついているから大丈夫と思っておられますけれども、これは数mmでございますので、専門の方とお話しをしますと気休めですよというお話をされておりました。本当に、やはり物が飛んでくるというのは想定内に入れておいていいと思えます。

各集落にせつかくああいう施設がありますので、体の動けない方とか、各集落で自分の身は自分で守ろうという取組をされて、そういうのを活用しながら、自分たちの避難訓練とか、そういう避難の日頃からの啓発活動もその中に入れていただいて、村自体のハザードマップというような、その集落のハザードマップを作っていただいて、自分の集落は自分で守ろうというふうな運動をしていただくならと思っております。

西原村には各集落に消防団もおります。民生委員の方もおられますので、そういう方にお呼びかけをして取り組むことはできないかというふうに思っておりますけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）カライモ貯蔵庫と申されますけれども、いつか台風が来たとき、住民の方々からそういった話がありました。カライモ貯蔵庫が一番安心・安全だというような話がありましたけれども、なら、おたくはあそこのカライモ貯蔵庫に入ってくれと、私は到底言いきらんと言うたんですよ。今、新しく農業倉庫あたりができておりますけれども、そこら辺ならばいいけれども、貯蔵庫の穴の中へ行ってくれなんて到底言いきらんということで、その人には申し上げたところです。内容については産業課長より答えます。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）西口議員もおっしゃいましたとおり、甘藷貯蔵庫につきましては9月の収穫から出荷終了の6月まで約10か月間使用されています。大半の時期がやっぱり使えないんじゃないかなど。また、農家さんによっては、貯蔵時期以外でもコンテナの格納庫としてご利用いただいておりますというような形でございます。

もちろん個人的に、あるいは集落で利用される分については決して否定するものではございませんけれども、衛生面、また電気、水道、トイレ等避難場所としての機能確保、これが非常に困難でもあろうかというふうに思われることから、避難場所として公に利用促進を呼びかけるというのは差し控えたいかなどというふうに考えるところでございます。

なお、被災農業者経営体育成支援事業によりまして整備されました格納庫、農作業用施設については、在宅避難の促進につながると同時に、地区ごとの自主避難に大いに活用されるんじゃないかならうかということをご期待するところでございます。以上でございます。

○7番議員（西口義充君）なかなか厳しいような答弁でしたけれども、貯蔵庫が結構年間通して使われるというようなことであれば仕方がございません。

やはり、強風、スーパー台風、フィリピンでは、向こうの建物は建物上、日本と違いましてもろいんですけれども、スーパー台風が吹いておりました。風速90m、全ての家が潰されてしまいました。日本でもスーパー台風が来れば大半、今の家でもてると言っても、あの風が来たらとてももたないのではないかと私は思っております。そのときに、体育館に全部入れればいいんですけれども、皆さんが入って安全な場所であるということに入れればいいんですけれども、それだけ入る人ができない場合はいかがでしょうか。どう考えられますか。想定外は必ずあります。そういうときの対応策を考えていただければと。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）いろんなことが想定されるわけですよ。家がもたないようなスーパー台風が来たときは、それはもう西原村の家屋は全て全壊という形になるかと思えます。

そういったことで、テレビでよく言いますように、がけ地がある場合は崖地のほうから離れたところの家の中にいなさいとか、窓があるところは窓から離れていなさいとか、そういうことを徹底して守っていかなくてはならないのではなかろうかなど。

スーパー台風といえば切りがございませんので、特にそのような台風が来たときには、甘藷貯蔵庫が空いておれば利用することもそれぞれが考えてやっていただきたいというふうに思います。こちらからあそこの貯蔵庫に入ってくださいというのはなかなか言いづらいところがございます。あその中

は消毒もします。衛生上悪いということで、電気も何もありませんので、そういうことを踏まえると、こちらから甘藷の貯蔵庫に避難してくださいとはなかなか言いづらうございます。

こういったところもありますということは言うてもいいですけども、そういうことで思っております。以上です。

○議長（山下一義君）まとめて、次の質問に移ってください。

○7番議員（西口義充君）カライモ貯蔵庫というのは個人の持ち物でございます、やはり難しい点はあるかと思えますけれども、人命を守る意味合いでこういう質問をしたわけでございます。

私は、もう19年になりますけれども、発災型、熊本県下で初めて私が取り組ませていただいて、その折、五、六百名の方を集めていただいてやりました。やはり想定外は起きると村長も言われます。地震も想定外ではなかったかと思えます。そういうことで、前もっての準備はしていただきたいというふうに思っております。

体育館のフィルムを貼ったり、そういうのはできるんじゃないかと思っておりますので、そういう取組だけは考えていただいて、住民の命を守っていただくのも我々の仕事ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、総合型スポーツクラブの進捗状況についてということで質問をさせていただきます。

まず、教育長にお伺いします。

西原村でのスポーツクラブ団体等は今現在何団体あるのか、2点目の両小学校の児童数とクラブ活動、スポーツクラブ等に加入している児童はどれだけいるのか、また、残りの児童はどこで運動しているのかということでお伺いいたします。お願いします。

○議長（山下一義君）竹下教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

西口議員には、これまで本村教育に対し多大なご支援とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

まず、1点目の令和2年度11月現在の社会スポーツ団体の数でございますが、西原村体育協会に加盟しているといいますか、参加しているところでしょうか。（「はい、いいです」の声）12団体でございます。

それから、2点目の両小学校の児童数ですけども、今年度、山西小学校が341名、河原小学校が61名になります。各小学校のクラブ数でございますが、これは社会体育のクラブ数になります、昨年度、部活動から社会体育に移行しましたので。社会体育のクラブ数ですけども、山西小学校は音楽クラブ、参加人数が10名、河原小学校は卓球クラブ6名、自転車クラブ8名で

す。ただし、今年度をご案内のように、新型コロナウイルス感染症の拡散防止のために、多くは停止あるいは自粛をしているところでございます。

それから、残りの児童について、学童野球やサッカー、剣道、柔道、そういったものを入れますと、村内の社会体育団体に加入している児童で106名、これに村外の水泳やダンスを入れますと254名になります。70%程度になるかと思えます。さらに太鼓とかピアノ、クラシックバレエ等の文化的な活動を全て入れますと、習い事も含めて334名と90%を超えるような状況でございます。以上でございます。

○7番議員（西口義充君）西原村のほうも子どもたちのスポーツクラブ、新聞等で見ますと少年野球クラブ、そして女性のサッカークラブ、いろんな面で活躍をされております。本当に西原村の子どもはすごいなというようなことで見ておりますけれども、今回、社会体育になりまして、やはり子どもたちの体力を大変心配しておりました。そういう中で今回こういう質問をいたしましたけれども、今の教育長のお話を聞くと、いろんな形での活動をやらせておるということで、334名の方が何らかの形で体を動かしているというような、体力面では心配ないかなというように思っておりました。

しかし、残りの生徒がいろいろいます。何もやっていないというような子どもたちがおればそういう子どもたちへも目を向けなければいけないと思っておりますけれども、今後の支援策として、教育長、何かお考えはございますか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）村の子どもたちが334名何らかの形でスポーツや習い事をしているからと言って、ご心配いただいておりますように体力が低下していないのかといいますと、実は体力面での低下は全国と同じように認められるところでございます。それと同時に、肥満傾向の子どもたちも増えてきているというのが現状でございます。ですから、見通しとしては私たちは甘く見ておりません。

それで、今後はどういうふうにするのかというのは、学校に行っている子どもたちについては学校体育をより活発にしていくように努めていきますけれども、社会体育、社会教育としてどんなふうを考えていくかというところで、昨年度提案いたしました総合型スポーツクラブというものを視野に入れて今、考えているところでございます。以上です。

○7番議員（西口義充君）今回、総合型スポーツクラブというようなことで質問いたしました。やはり西原村は、熊本県からもあと数件しかクラブができていない村が、5件ぐらいでなかったかなと思うんですけれども、いろんな形で各地域でスポーツクラブ、形は変わっておりますけれどもやられております。

そういうこともありまして、やはり子どもたちのためにもこういう施設、

せっかく今度は総合体育館もできますし、公園等も整備されますし、みんなが楽しめる、体力増進も含めて今後取り組んでいただくなればと思っております。教育長におかれましては、大変だろうと思えますけれども、そういう子どもたちを取りまとめていただいて、子どもたちの身体的、能力的、いろんな面で高めていただきたいと思いますと思っております。

それから、今後の計画と見通し状況はできるかというようなことで、今考えておられることを伺いたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

昨年もお答えいたしましたけれども、昨年から今年10月までは、2021年9月の西原村総合体育館の完成予定に合わせてスポーツクラブの発足を考えてきました。しかしながら、11月に入り、県の体育協会との相談を重ねていくうちに、t o t o くじ等の補助金がございますが、申請を考えた場合に、実は当初の予定、9月に発足するというよりも早い段階から開設する必要があるということが明らかになりました。そこで、これまで作成してきました来年9月までの計画概要あるいは調査とか設立準備委員会の設置等を繰り上げて行う必要がございます。

喫緊の課題といたしましては、村民を対象とした総合型スポーツクラブの基本理念あるいは設立趣意書、総合型スポーツクラブの組織等の周知ができておりませんので、それを早急にしていく必要がございます。現在、11月1日に着任しました津留社会体育指導員を中心に、村内にある既存のスポーツ団体、西原村体育協会への協力要請を今行っているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）まとめて、次の質疑に移ってください。

○7番議員（西口義充君）やはり設立に向けては行政の力が不可欠でございますし、今後、各団体との話し合いを重ねられて、多くの方々に賛同いただいて設立できますように、時間をかけてでも進めていただきたいと思います。期間も決まっておられるということで大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。私も精いっぱい応援をさせていただき、ぜひ、総合体育館もできますし、順調に進めていただくなればと思っております。

いずれにしろ、西原村民の方々の体力、健康増進のためにも、また、そうなられると西原村の医療費も抑制できるということで、頑張っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、3点目に入ります。

通学路の見直し及び安全対策についてということで伺いをいたします。

現在、夕方も早く暗くなっておりまして、中学生が、帰宅時間、ほとんど薄暗い中を歩いております。

今回の質問、生徒たちの安全面と防犯面で心配されますので、危険から守

るために防犯灯の設置はできないかということで質問いたします。

中学生は今、新所、西原台、緑ヶ丘、小森の里、この生徒20名ほどが農免道路を通っております。新所の公民館の通りなんですけれども、教育長にお話を聞きましたら、あそこは通学路指定になっているというようなことでした。では、通学路指定であるならば防犯灯はできないかという思いでございます。

いずれにいたしましても、熊本大震災でちょうど公民館の前は非常に悪路になっている部分があります。水たまりもできますし凸凹の穴もありますし、また村民の方々の散歩コースでもありますので、できれば街灯ぐらいはできるんじゃないかなという思いで質問をいたしました。

やはり防犯面が一番なんですけれども、明るいところ、暗いところ、自分たちで歩いておまして、ここに電球があるだけで本当に安心するねというようなことで思っておりましたので、いかがでしょうか。教育長、村長、どちらでもいいです。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）質問に対してお答えをさせていただきます。

これまで本村では、子どもたちの安全な通学に対して注力したところでもございます。無論、今後も変わらぬ姿勢で取り組んでいく覚悟であります。

私自身も、朝から役場に来るとき、畑の前近くを来るか工業団地を通ってくるコースも、通称迫の谷を通って万徳集落の中を通るコースと、それから万徳新所線に入ってくるコース、それともう一つは、うちの前から真っすぐ左に曲がれば風当に出ます。それで県道を通るコースと、いろんなところを子どもたちの通学状況を見ながら、確認しながら来ておるところでもございます。

これまで、人命に関わるような大きな事故は起きておりませんが、これは登下校における大人の人たちの見守りのおかげというふうに思っております。

また、先日、西原中学校生徒によります生徒議会でも、自転車通学の安全を保障するためにも路側帯を広くしてほしいとの質問が出されております。通学の安全性確保に生徒も高い関心を持っておることを確認したところでございます。

最初は1番ですか。（「はい、1番でいいです」の声）それでは、1番のほうをお答えさせていただきます。

本村の防犯灯設置につきましては、集落間における通学路の設置ということを中心に、各地区の区長さんからの要望に対して要望箇所の状況を確認して、通学路であることや既設防犯灯の設置状況を確認して設置をしておるところでございます。

お尋ねの新所の道、これは通学路ということで、防犯灯をつけないといけ

ません、一番に。農道ということでありましてけれども、そう言えばどこもここもつけないといけなくなってきましたけれども、圃場整備された農道内の道路として、そこですね、ご回答します。

現在、中学校より通学路として指定されておりますが、当該のあの道路は旧建設省の名義で、小森土地改良区の道路でございます。村の道路ではないということでございます。防犯灯を設置する場合、道路管理者への承諾を得る必要がございます。また、道路幅員が狭いということから、防犯灯設置により農作業車の通行への支障や防犯灯点灯時に虫が集まってまいります、畑に害虫が。そういったことも影響するかと思っておりますので、農地の所有者の承諾もあその場合は必要になってきはしないかというふうに思っております。このような過程がありますので、ご質問いただいた箇所の通学路への防犯灯の設置は今のところ対応できないというふうに考えます。

今現在、私としては、新所の中は防犯灯がついておりますので、あちらのほうを利用していただけないかなというふうに思っております。以上です。

○7番議員（西口義充君）中学生が集落内の中を自転車で通過するところは一人も見たことはありません。全部農道が通学路と指定してありますので全員通ります。

これは、もう何十年と通っておりますけれども、今まで事故は一切ありませんけれども、やはり地元の農業者の協力があればつけていただけるということでございますか、許可がいただければ。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）いろんな方の同意が要るわけですよ。農家の方々の許可をいただくとか、あるいは国土交通省（旧建設省）の管轄でありますので、そこが許可していただけるのか。

私は、防犯灯をつけるよりもあその道路の整備のほうが先ではなかろうかなというふうに思います。あそこは凸凹して、車が通るにもバウンドするようなところもございます。ただ、あれは村の道路ではありませんので、土地改良区の道路でありますので、土地改良区が整備していただけるならば一番いいのかなというふうに思っております。

今のところ、すぐそこに防犯灯ということはできないんじゃないかな。それよりも、だったら新所の道を通学路に再認定する、そういったことにしたほうがかえっていいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（山下一義君）3件目、まとめてください。

○7番議員（西口義充君）子どもたちが帰るときは、第2点目の夕方の会社を退社するときに、セブンイレブンさんの交差点が非常に渋滞いたします。それによって集落内と農道とを結構通られます。子どもの時間帯と大体一緒になるような感じでございますので、子どもたちはわざわざ新所の上まで上がって、防犯灯をつけておりますけれども、集落で。そこを走る子はまづい

ません。

できますならば、いろんな面で行政で動いていただいで防犯灯ができれば、そう数多くは電柱も立っておりませんけれども、やはり途中は今新しく家ができておりますし、五、六個ぐらいだったら今だったらつけられるのではないかなど。一番危ない部分で電灯がないというような状況でございますので、皆さんに考えていただいで、行政のほうでも足を運んで見ていただいで、ここは危ないと思ったときは早急に動いてもらって、大事な子どもですので、何もかもできないではなく、いろんな面で大変だとは思いますが、まずは人命第一ということで酌んでいただくとお思います。

これにて私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）コロナウイルス感染対策のために換気を行います。

したがって、暫時休憩を行います。

（午前10時52分）

（午前11時00分）

○議長（山下一義君）暫時休憩に引き続き会議を再開します。

受領番号2番、1番議員、尾崎幸穂君、件数1件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）おはようございます。1番議員、尾崎です。

女性目線、主婦目線、母親目線として今回の質問をさせていただきます。

一般質問通告書に従い、GIGAスクール構想についての質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

2019年12月に文部科学省が打ち出しましたGIGAスクール構想では、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すとあります。

現在、村内の小・中学校でネットワーク整備工事が進んでおり、児童・生徒に対し1人1台ICT学習用タブレットが令和3年1月末、本村に納入予定となりました。児童・生徒が使用できるようになるまでにはどのようなスケジュールで行われるのか、お伺いたします。

○議長（山下一義君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）尾崎議員にお答えいたします。

先日、人吉、球磨への災害支援に向いた際に、ボランティア活動されておられる議員のお姿を球磨村でお見かけいたしました。あるいは夜間の英会

話教室に積極的に参加されたりと、多くのことに活発に活動されている姿をお見受けいたします。非常に刺激を受けているところでございます。

尾崎議員のほうからお話がありましたGIGAスクール構想については、実は内閣官房及び3省、総務省、文部科学省、経済産業省といった3省が連携して、令和時代のスタンダードとしての学校ICT環境を整備し公正に個別最適化された、そして人工知能、AIに代替されない創造性を育める学びの場の実現へということで、大きなコンセプトは先ほどもお話しいただきましたが、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育める教育ICT環境をというところで現在動いているところでございます。

ただ、この後の学校が目指すべき姿、これがもしかしたらこの後の論議になるかもしれませんが、目指すべき次世代の学校や教育現場の課題は5つ掲げております、3省がですね。

1つが、学びにおける時間・距離などの制約を取り払うということ、2点目は個別に最適で効果的な学びの支援、3点目がプロジェクト型学習を通じて創造性を育むということ、4点目が校務の効率化、最後の5点目が学びの知見の共有や生成というところでございます。これは高校までも含めた内容になるかと思いますが、それでは第1点目の令和3年1月納入予定のタブレットを児童・生徒が使用できるまでどのようなスケジュールなのかということに関しましては、教育課長のほうからお答えしたいと思います。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）おはようございます。尾崎議員の第1点目の質問でございしますが、今後のスケジュールということでございます。私のほうからご説明させていただきます。

本年の7月にLAN整備の発注を行いました。今現在までに各学校に、学校が授業だったためになかなか工事ができなくて、業者さんのほうが土日に頑張ってくださいまして、一応LAN整備、それと接続機械の整備は終わっております。

それと、一番大事な充電保管庫ですけれども、全国的な納入でしたのでかなり厳しかったんですが、業者さんのほうが大分ご尽力をいただきまして、今月末には一応導入予定ということになっております。

それに伴いまして、タブレットの導入でございます。タブレットのほうは9月に発注をしております。議会の承認をいただきまして発注をしたわけでございます。タブレットのほうもなかなか全国的な納入ということで、業者さんにご尽力をいただきまして、一応生徒数、うちが予定している数は確保できております。一応、今現在のところ1月末納入予定というところで思っております。

今から先が一番大事なところなんでございますが、今後、接続環境を整備していくわけでございます。その中で、タブレットにおきまして有害サイト

のフィルタリングの設定及びタブレット一台一台につきましてID、パスワードの設定の検討とか、そういうところを行っていかなくちゃならないと。あと、学校に生徒数を配るわけでございます。学校の使用、設置の要綱というか取決めも行っていかなくちゃならないと思っております。

私どもで今考えているのは、令和3年1月末から2月末まで1か月間ちょっと試験運用をしたい。その中には、今現在使っているプロバイダーが山西小学校は340ぐらい、中学校は200台ぐらいです。一遍には使わないと思えますけれども、その辺でつながりがちゃんとできるのか、その辺がちょっと心配でございます。その辺の調査も今ちょっと進めているところでございます。最終的には、本格運用は令和3年の3月ぐらいを予定しております。

何しろ、試験運用を行いながら本格運用に移っていきたくと。要は中学3年生がもう卒業なので、なるだけ、この前も学校の先生たちと協議をしたわけでございますが、中学生にちょっとは使わせてやりたいなということで先生方も思われておりますので、入れる以上は早めに使わせてやりたいというふうに思っています。以上でございます。

○1番議員（尾崎幸穂君）お答えいただきありがとうございます。

1月末に入って2月からの運用ということで、早めの運用にさせていただけること、保護者としてもありがたく思っております。これからもよろしくお願いいたします。

そして、2点目の質問に移らせていただきます。

現在タブレット授業を行っている県内外の方にアンケートを取らせていただきました。どのように使っているかということでアンケートを取ったところ、デジタル教科書とドリル、あとは植物観察のための写真撮影、国語や英語などの音読の録音とプレゼンテーションの資料作り、調べ学習、あとは先生方が板書や資料などみんなに配付するなどがありました。

本村では今のところそういうものは入れないというふうにお話を聞きましたが、高森町のほうでは早くからタブレット授業やオンライン学習を取り入れていたと思います。長期休業中では、学習塾と連携して塾の授業を子どもたちが見られるようにという取組なども行っていたと思います。

本村でICT学習が始まる準備として、教師の方が授業において活用できるようにしないといけないと思います。教師の方への研修などは行われているのでしょうか。それと、サポートを行うICT支援員が必要だと思いますけれども、どのように対応していかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

確かに高森町では、本村と違いまして、一日の長がございませう。様々な取組を行って教師のほうも慣れてきているというのは事実でございますので、そこは大いに吸収を今後も続けていきたいと思っておりますが、これまで本村では、導

入するパソコンの処理はウインドウズというタイプのものでございましたが、これからクロームブックというものに変更いたしました。これは様々な理由がございますけれども、運用コスト、それから保守管理上の理由からだというふうにお考えいただければいいかと思えます。

ちょっと時間を取りますけれども、ウインドウズとクロームブックの違いというのを簡単に説明してもよろしいでしょうか。これは、スマートフォンに例えますと iPhone というのとアンドロイドの違いというふうなものだと私は理解しておりますが、アプリケーションソフトの呼び名の違い、中に入っているアプリケーションソフトの違いは確かにあるんですけれども、機能はそんなに大きな違いはございません。例えば、ウインドウズでいいますと、ワードというワードプロセッサ機能のものがあります、これがグーグルではドキュメントという名前が変わります。それから、エクセルという表計算ソフトはスプレッドシートというふうなものになりますし、スライドというのがパワーポイントになるというふうに、ほとんどウインドウズの中のオフィスソフトと変わらないものが入っております。でも大きな違いといえますかこれまでと違うのは、これまでは子どもたちのデータや教職員のデータは校内のサーバーといえますか、校内に大きなハードディスクみたいなものを用意しておりました、そこにしておりました。これを今度はクラウドといまして、西原村ではないところに保管するということでございます。ただ、クラウドというものでございますので、つながるときにはインターネット環境が必要になってきます。

さて、ご質問第1点目の教職員の研修についてでございますけれども、今年度第1回目の研修は、情報教育担当者を休業中の5月に実施いたしました。内容は、各学校でのオンライン教育の可能性を探っていただきたいというところでございます。

第2回目は、Zoom といつか、あるいはグーグルミートというのを聞きになったと思えますが、いわゆるテレビ会議用のツールでございます。先生が学校で授業している様子を子どもたちに配信するというところでございます。なぜそんなことをしたかといえますと、各学校に、保護者に協力してどうしたらパソコンの台数あるいはスマートフォン等の台数があるかというのを調べてどれぐらいやれるかというのを確かめたからです、やったわけです。結果的にやれたのは、河原小学校が今現在も続いてやっているというところがございますが、ネックは各家庭や学校の中にも十分な台数がなかったというところがございます。

そこで、その後、具体的にクロームブックを先生方にお渡しして、これで研修をしていただきたいというところで、ただで貸し出すシステムがございましたので60台ほど3か月間借り受けました。それと同時に、先生方がこういったインターネットを介した会議ができるかどうかというところも含めて、

村の iPad を9台借りまして、その間、3か月間研修に使っていただきました。

そして、3回目は7月に業者の方に来ていただきまして、クロームブックを授業の中でどんなふうに使えるかと。一番のポイントは、今までの教育資産、ウィンドウズで作ったものが使えるのかどうかということでした。これは使えるということでございましたし、今までスカイといいまして、先生方が授業をしている様子、それから子どもたちがどれくらい分かっているのかを見るためのものが、たくさん画面に出てくるものでございます。あれを今まで入れておりました。それに代わるものがグーグルでもあるのかと、そんな話をしました。結論から言いますと、ございます。かなりコストも下がるんですけれども、チエルという会社のものでもございました。これまで、特に特別支援教育等で実績のある会社のものでもございます。

それから今年度、先日ですけれども、12月の初めに4回目の研修を開きました。今後、実際に入ってきますので、その実際に入ってきたものを含めた研修をするというのと、もう一つは、実際に今度は異動が絡んできます。新しい先生が入ってきてグーグルクロームに慣れていない先生方がいらっしゃると思いますので、そういった先生方も含めて研修をやっていかなければならないというふうに考えております。

教育支援ICT支援員の配備計画についてでございますけれども、両小学校で1名、それから中学校に1名というふうな形で配備するように計画しております。

支援の中身でございますけれども、その方々は面接をさせていただきましたが、ほかの地域で既に経験をお持ちでございましたので、各学校の情報教育の計画案を実際に見ていただいて一緒につくっていただくというのが1点目、それから、教科でどのような使い方ができるか、例えば算数でしたら、プログラミングと一緒に合わせて図形を書いていくようなのがありますが、そういったものを算数のどの時間に入れるのかとか、理科では岩石とかそういったものの採集、欲しいのを見るとかいったのは大いにICTの活躍する場でございます。どれをどんなふうな形で取り入れるのかといったものを相談する方々でございます。以上です。

○1番議員（尾崎幸穂君）ありがとうございます。

本村の小学校、中学校でも、パソコンなどを使った授業が現在でも行われていると思います。ですが、ちょっと聞いたところ、中学校ですが、プレゼンテーションを行うときに、使える子はパワーポイントで資料の作成、使えない子は手書きで作成という差があると聞いていますので、子どもたちに対しての支援員の方も増員をお願いできたらなと思います。よろしく願いいたします。

3点目です。

OECD、経済協力開発機構が実施しました学習到達度調査では、現在、我が国の学校授業でのインターネットの利用時間が最下位である一方、学校外ではインターネットを使用したチャットやゲームなどを利用する頻度はOECDの平均よりも高く、反対に学習面でのインターネットの利用はOECDの平均以下との結果が出ています。本村におけるICT学習環境の状況と、1人1台端末の整備後の課題についてお伺いいたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

まず、OECDのテストの結果でございますけれども、これは確かにご指摘の結果がそうでございます。ただ、中でも指摘されていたかと思えますけれども、今、子どもたちはパソコンに慣れていない環境というのが日本の子どもたちにはご指摘のようにございます。

ところが、OECDのテストは、現在はパソコンによって調べるということになりました。今まで、日本の子どもたちは分からないことがあれば前に戻ったりができましたけれども、パソコンによるテストは、前に戻ったりはできないんですよ。ですから、これが果たして本当に子どもたちの能力を見ているものなのかというのは疑問符をつける方も中にはいらっしゃいますということは、ご理解いただきたく思います。

さて、子どもたちの学習環境の現状と整備についてでございますけれども、パソコンの台数についてです。パソコンの台数は、中学校は41台、ただ、これは持ち運びができない形のものでございます。固定式でございます。それから、山西小学校が35台、河原小学校が20台、この小学校分は持ち運びができるタイプのものでございますので、小学校は、教室に持って行ってやるプレゼンテーション等については練習を始めているところでございますが、中学校はパソコン教室でしかできないんです。しかもこれは、技術という教科に限ってこれまでやってきました。ですから、これからはまた変わってきますので期待しているところでございます。

そのほかの今現在整備されているものについてですが、書画カメラと申しまして、こういったものを実際に大きな画面に移すというカメラが全ての学校に各学級に1台、それからPC用カメラ、これは子どもたちの分にはついてはいるんですけれども、先生方はついていません。これは今、8台から各学校には12台程度入っています。これは順次整備していく予定でございます。それから大型の液晶モニター、テレビです、あれも各学級に1台程度とおきます。これは不足分もございまして、中学校には壊れたというのもありますので、順次補充や交換をしているところでございます。それからプロジェクター、投影機です。これは各学校に1台ずつあります。

今後は、高森町のように場所を選ばないでできるように、遠隔地と結ぶような授業も展開が必要になるかと思いますので、高性能のマイクやカメラあ

るいはスピーカー等の配備、整備も必要になるかと思えます。

課題ですが、大きな課題として、県レベルでの課題としては、教職員の研修をオンラインで行ったり、あるいは子どもたちの学習教材をどこでも共有でき、家に帰っても共有できるというふうなものが必要になってきます。そのときには、児童・生徒や教職員に自分の住所というんですか、アカウントというのがございますね。それが必要になります。それは県下全体の子どもたちに県が持つておかないといけないものですから、これは県レベルでの配付になるかと思えます。それを待っているところでございます。まだ話題には上っていない段階じゃないかなと思えます。

次に、恐らく尾崎議員が一番懸念をされていると思いますが、各家庭のインターネット環境についてお答えいたします。

今年度の4月の時点で各家庭のインターネット環境は、Wi-Fiというものがほとんどでございまして、整備状況は6割から7割でございました。4月の段階から少しまた状況が変わっていると思いますが、多分高くなっていると思うんです。さらに詳細なものを取る必要がございます。

今後は、お話にもありました認可されたデジタル教材です。デジタル教科書が恐らくもう主流になってくると思えます。それが主流になったりとか、あるいは臨時休校がないとも限りません。そのようなことを考えた場合には、各家庭との連携が必要になります。つまり学校と家庭をオンラインで結ぶようなことも必要になってきますので、ここは慎重に、そして丁寧にやる必要があるかと思えます。

では、村からどのようにするかといいますと、Wi-Fiの機能を持ったものをパソコンに入れるかどうかというのを悩んだところでございますが、今回はどこでもつながるように電話回線、3Gとか4Gでございます。LTEという名前でございます。そのLTEを持ったパソコンを20%ほど入れて、その対応をするというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）子どもたちのことを考えていろいろとやっていただいてありがとうございます。

コロナなどの長期休業中で遅れた授業などもありますし、また長期休業がないとも限りませんので、そういうLTEなど外で通信が使えるものなどを対応していただいて、家庭にいながら、もしくは家庭にいないならば、例えばコミュニティセンターとかそういうところでも何人かが集まって、寄って勉強ができるような状態にさせていただけたらなと思っております。ありがとうございました。終わります。

○議長（山下一義君）受領番号3番、2番議員、高本孝嗣君、件数1件、発言を許します。

（2番議員 高本孝嗣君 登壇 質問）

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本でございます。何分初めての登壇でございまして緊張しておりますので、幾分かなまり声もあるかと思っておりますけれども、ご勘弁をいただきたいというふうに思っております。

それでは、質問通告しております熊本地震の復興についてでございます。

まずは、第1点目に、平成28年4月16日に発生いたしました熊本地震による災害からの復旧・復興についてお尋ねしたいと思います。

地震発生以降、これまで道路や水道などのライフラインや農地、農道、水路などの復旧が行われ、昨年の9月には県道熊本高森線の俵山トンネルルートが全線開通しており、熊本地震からの復旧・復興につきましては、村当局をはじめ国や県、多くの関係機関の皆様のご尽力の賜物と深く感謝申し上げます。

また、被害が甚大な集落や個別宅地につきましても、復旧工事が完了次第、順次新しい家が建築され、目に見える形で復興が進んでいるものと感じているところでございます。

発災以降4年9か月が経過し、集落再生地域の古閑や風当、下小森などの一部の地域では工事が完了したと伺っておりますが、現在、村全体の熊本地震による復興状況や進捗状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）高本議員に対してお答えをさせていただきます。

復興状況ということでございますけれども、熊本地震関連の宅地復旧につきましては、来年3月の竣工を目指し復旧工事を行っているところでございます。

令和2年11月末現在で、宅地の復旧関連の事業費総額が約131億3,700万円でございます。全体の進捗率は88%ということになっております。

まず、被害が甚大であった6集落につきましては、古閑集落は東工区、西工区、全ての工事が完了しております。

大切畑集落につきましては、進捗率75%で令和3年3月末の竣工予定というふうになっております。

畑・風当集落につきましては、東工区が完了、中工区が進捗率95%、西工区が85%で、令和3年3月末の竣工予定というふうになっております。

下小森集落は、全ての工事が完了しております。

布田集落につきましては、上布田が完了しております、下布田が進捗率75%で、令和3年3月末の竣工予定となっております。

ほかのところは全て、3月末に全部が竣工するのではなかろうかなというふうに思っております。

個別の案件につきましては、水管理・国土保全局所管の地域防災がけ崩れ対策事業が25件で、全ての工事が完了しております。

都市局所管の宅地耐震化推進事業の拡充事業につきましては、89地区で全ての発注を終えており、全ての工事が来年の3月末までで完了する予定でございます。

最後に、宅地擁壁やジャッキアップ等を行う復興基金につきましては、115件中105件が完了しており、91%の進捗となっております。以上でございます。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

今年度中に宅地復旧の全ての工事が完了する予定とのことで、熊本地震から5年という一つの節目の前にめどがつくことは、村当局のこれまでの尽力に感謝を申し上げます。

また、熊本地震によって被災いたしました消防施設であります詰所の5か所の再建につきましても、現在、村主導の下で再建計画がなされているというこの報告を受け、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

続きまして、2点目でございます。

個別の宅地復旧につきまして、広報にしはら災害臨時号や宅地復旧の相談窓口開設などによる周知や、地震当時に実施されている応急危険度判定を基に住民への個別連絡や、区長や議会を通じて住民の方々へ周知されていると記憶しているところでございます。発生以降4年以上経過しておりますが、もしからしたら被災箇所の見落としがあるのではないかと心配しているところでございます。もし熊本地震との因果関係による被災確認が取れた場合、村といたしまして対応策を取っていただけるのか、お尋ねします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）未確認のところがあるかもしれないので、その対策は取っていただけるかというお尋ねでございます。

高本議員の質問のとおり、宅地復旧関連事業につきましては、広報にしはら災害臨時号や、平成29年4月には役場大会議室で専用窓口を開設し、さらに、区長会や議会全員協議会のたびに当事業の周知を図っております。

見落としをなるべく少なくするために、地震直後に行われました応急危険度判定の中で、宅地の擁壁に危険がある案件につきましては直接住民さんへ連絡し、確認を取っております。

また、工事が始まり、うちもできないかといった問合せもありましたので、その都度出向いて確認し、要件が合致すれば補助事業で行い、補助ができない案件につきましては基金で対応いたしております。できるだけ遺漏がないように努めているところでございます。

水管理・国土保全局主管の地域がけ崩れ対策事業につきましては平成28年度に受付締切り、都市局主管の宅地耐震化推進事業の拡充事業につきましても令和元年度までで受付締切りとしています。この地震関連の宅地復旧事業に関しましては、個人の財産に税金を使って復旧するというので、住民の

申請がなければできない事業でございます。現在のところ、申請書が提出されている案件につきましては全て対応が済んでいるところでございます。

高本議員が心配されている見落としがあるのではないかとという案件につきましては、現状ではほとんどないのではないかと考えております。もしあるとした場合、長期入院や親、子どもの家に長期避難された方が広報紙や周辺住民さんからの情報を得られずに申請できなかったということが想定されますが、発災後4年以上が経過しておりますので、その可能性も非常に低いのではないかと考えております。

今後、熊本地震との因果関係による被災確認が取れた場合の対応であります。地震によりそれぞれの補助要件で拡充措置や緩和措置がされておりますので、地震関係の事業がいつでもできるわけではございません。また、補助率や起債等の補助裏も地震により緩和されておりましたので、現行法で行った場合、村財政負担も非常に大きくなることが予想されます。

村としての対応策を取っていただけるのかという点につきましては、申請されていなかった住民さんに対しましては、これまでの地震関連事業で採択することができませんので、できるだけ現行法で対応できるよう努めたいと思っておりますが、なかなか厳しい状況であることはご理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）傍聴に来られている皆さんにお願いいたします。携帯電話につきましては、マナーモードまたは電源を切っていただくようお願いいたします。

質疑を続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）ご答弁ありがとうございます。宅地復旧の見落としがほとんどないということで、安心いたしました。

熊本地震による宅地復旧の補助要件としては、拡充措置や緩和措置など時限立法であるということは承知しているところでございますし、熊本地震から本年は5年目を迎えており、宅地復旧補助対象事業としての採択が厳しい状況下にあることも承知しておりますが、現行法で最善を努めていただけるということで、まずは安心しております。

余談ではありますが、宅地の空き地バンクの登録制度が制定されていると思っておりますが、現在使われていない住宅、宅地、または宅地のみでの宅地復旧の相談等がありましたら、不在者宅地ではありますが最善の対応をしていただき、少しでも多くの登録がなされますようお願いして、この質問は終わりたいというふうに思っています。

続きまして、3点目にいきたいというふうに思っております。

先ほど村長の答弁がありましたように、村全体の復旧・復興も見えてきて、村の復興の象徴となる総合体育館の建設も順調に進歩していると認識しております。村として復興記念碑を建立する計画があるか、お尋ねしたいと思

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）復興記念碑の建立につきましては、熊本地震によりまして被害に遭われた方々への追悼や鎮魂、復旧の象徴、災害の記録やその教訓の伝承、防災教育の普及啓発といった必要性や意義があるのではないかとこのように考えているところでもございます。

現在建築が進んでおります総合体育館は公園整備も計画しておりますので、復興を祈念する場としての役割を担うのではないかとこのように思っております。

いずれにしましても、このような非常に甚大に被害に対し、全ての住民が被災者であり、住民総出で復旧・復興を成し遂げたあかし、象徴、シンボルとして、その功績を未来に引き継ぐためにも、公的な復旧記念碑やモニュメントの設置を含めた周辺施設の整備を前向きに検討したいというふうに思っております。以上です。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。前向きなご検討で、心よりお礼を申し上げます。

村長が申されましたように、追悼や鎮魂、そして復旧・復興の象徴としてご検討していただけますと幸いです。

関連として、もう一つ質問してよろしゅうございますか。

○議長（山下一義君）一般質問における関連につきましては初めてでありますけれども、高本議員の質問に関しましては、事前に議長及び執行部に対して相談がございましたので、質問を許可します。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

名誉村民であられました元西原村長の山本佐吉様の記念銅像について村長にお尋ねをいたしたいと思っております。

平成22年10月3日に開催されました西原村合併50周年記念式典において名誉村民として称号を授与されました山本元村長さんにつきましては、皆さんもご承知のとおり、教育長14年、村長4期16年、合わせて30年間の長きにわたり西原村の発展のためにその重責を全うされ、多大な功績を上げられております。

その数々の業績に関しましては今回は控えさせていただきますが、できますならば、平成23年の第4回定例会で山西元議員が質問されました名誉村民山本元村長の記念銅像の建立につきまして、いま一度ご検討いただけないかとお願い、村長のご意見をお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）復興記念碑の建立から突然の山本元村長の業績をたたえて胸像建設という質問であります。今申されましたように、平成22年10月3日の合併50周年の式典において、名誉村民の称号であります推戴状を贈ら

せていただいたところでございます。

この称号は、第1号名誉村民が初代村長荒木三蔵氏で、役場玄関横に胸像が建立されています。

山本元村長の胸像建設につきましては、今申されましたように平成23年12月の定例会で一般質問がなされています。山本元村長は、ご案内のとおり教育長14年、村長4期16年の30年間の長きにわたり村の発展にご尽力をいただいた方であり、ご本人が健在のとき検討されて、早急に建設を望むという質問内容であったというふうに記憶をしております。

当時の答弁といたしましては、山本元村長の業績を私からも列記申し述べ、村長としての実力、実績はもちろん、性格的にも温厚、清廉潔白であり、これは万人が認めるところでありますとお答えし、ただ、議会の理解はもとより、本人、家族の承諾をいただかなければなりません。快諾をいただくなれば、早い時期に胸像を建立するよう努めてまいりますといったことを申しました。

胸像建設につきましては、先ほどお話があったとおり平成23年12月の定例会で質問があって、平成24年の当初予算で建立の予算を計上したところでございます。ところが、一議員から本人山本元村長に、辞退してくれとか数回にわたりまして脅迫のような行動を起こし、本人も耐えきれず、本人から辞退の申入れがあり、建設を断念した結果となったところでもございます。

その後、その一議員さんは議会で議員辞職勧告が出され、承認され、結果的に議員を辞職されています。元山本村長には大変申し訳なく、お断りをしたところでございます。このような案件はやはり全員の賛成が必要でありまして、中断せざるを得ないとの結果となったところでございます。

しかし、私には、西原村の生みの親が荒木三蔵氏であるならば、西原村を大きく育てた親は山本村長であるというふうに今でも思っており、尊敬申し上げているところでもございます。

このことに関しましては、今日は一般質問の中で関連という形でしていただきましたが、大事な案件でありますので、再度どなたかに一般質問をしていただき、議論を交わしたいというふうに思います。

今日は予期せぬ質問で、答弁は以上で控えさせていただきますけれども、どうか今後ともよろしく願いいたします。終わります。

○2番議員（高本孝嗣君）大変ありがたいご答弁でした。

やっぱり大事な案件というのと、また予算も絡みますので、この案件につきましては、議会が一同になってということの一つの言葉がございましたように、また議長をはじめ、またこの案件につきましては、相談しながら、執行部のほうにご相談していきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

以上で私の質問は終わりたいと思います。

○議長（山下一義君）暫時休憩をいたします。

（午前 11時46分）

（午後 1時00分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第103号、地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）説明に入らせていただく前に、お手元に朝方、条例の概要をお配りしておりましたけれども、内容に一部訂正がございましたので改めてお配りしておりますので、差し替えをお願いいたします。よろしくお願ひします。

それでは、議案第103号についてご説明いたします。

議案第103号、地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。

令和2年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページ以降に改正への改め文及び新旧対照表をつけております。

ここからは、地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきたいと思ひます。

概要のほうをご覧ください。

1、制定の趣旨。

地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、地方税法の延滞金に係る規定が改正されました。これに伴い、西原村介護保険条例、西原村後期高齢者医療に関する条例、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

2、内容。

地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、西原村介護保険条例附則第6条、西原村後期高齢者医療に関する条例附則第2条、西原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に

関する条例附則第3項、西原村工業用水道事業給水条例附則第3項の文言を訂正するもの。

現行では、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合）」とあるものを、見直し後は「延滞金特例基準割合（平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）」、平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合（租税特別措置法第93条第2項の規定）です。

この条例改正に伴う延滞金の割合は、変更はございません。ただし、本年11月30日に財務大臣より平均貸付割合が告示されておりますけれども、前年が0.6、本年が0.5と、告示に伴う変更は来年度から発生する予定となっております。

3、施行期日。

令和3年1月1日から施行するとしております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）4番、堀田です。

今回の税制改正に伴う量の変更ということなんですけれども、延滞金の基準、自分がしていたときは、延滞金が最初の1か月は7.3%、それ以降は14.6%というのが定着されておったわけでございますが、多分これ平成24年だったかと思えます。辞める前ですけれども、リーマンショック以来のあれかと思えますが、低金利政策がずっと続く中で14.6%は高いという国民の不満の下に、特例基準割合を使うということになったかと思えます。

今説明はありましたが、ここの議員さんの中で全て理解されたのかなと思う中で、特定基準割合と延滞金特例基準割合、延滞金の割合には変更ないと概要書には書いてありますが、ここの違いを少し説明していただけますか。簡単に分かりやすく説明していただきたいと思えます。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

まず、今まで使用されていた特例基準割合というのは、ここからちょっとまた難しくなるんですけれども、貸出約定平均利率プラス1%で、貸出約定平均利率というのは、先ほどお話ししました日本銀行が公表する前々年の10月から前年9月における国内銀行の貸出約定平均金利、短期分ですけれども、の平均を財務大臣が11月末に告示したものとということになります。

また、今回の延滞税特例基準割合とは、ここの文言が若干変わってきます。

平均貸付割合プラス1%、平均貸付割合とは、日本銀行が公表する前々年の9月から前年8月における国内銀行の貸出約定平均金利の平均を財務大臣が11月末に告示するというので、まず、基準となる算定の期間が一部変更になっております。

それから、国税ベースでいいますと、特例基準割合を使用する幾つかの項目があるんですけれども、延滞税であったり納税の猶予等に関する免除の割合であったり、利子税であったり還付加算金等に今までは全て特例基準割合というのを使用していたのが、今回の改正に伴って、延滞金等に関しては延滞税特例基準割合を使用すると。その他、納税の猶予であったりであれば猶予特例基準割合と。利子税であれば利子税特例基準割合と。中のプラス1%のところをプラス0.5に変更したりと。要は、今まで全て特例基準割合で使っていたのを、今回、延滞部分は延滞税特例基準割合、還付加算金等についてはそういう個別の文言をつけて、内容もプラス1をプラス0.5であったり変更したということで、今回の延滞に関する部分は、先ほども言いましたように、告示を抜けば延滞税率は変わらないということです。以上です。

○議長（山下一義君）堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）今の説明では、特例基準割合だったら猶予関係も全て見ておったということですが、今回は延滞金、延滞税のみということであれば、猶予とかそういうほかの条文については新たにまた上程、つくられるのかということですが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）今回について、あくまで条例の中で延滞金の割合の特例という部分で計上させていただいております。

すみません、その他の部分については一度確認を取らせていただいでいいでしょうか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 1時12分）

（午後 1時13分）

○議長（山下一義君）会議を再開します。

さっきの質問に対して、後で報告をお願いいたします。

堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）続きましての質問ですけれども、今回は、この地方税の改正に伴って、一般の税金と国保税については6月にこれは上げてあったんですが、今回、特別会計に関するものが全て上がっているかと思っておったんですけれども、村営水道についてこの条文が上がっていないということはどういうことでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）堀田議員のお尋ねの中央簡易水道事業につきまして本議案の中に入っていない、いわゆる水道料の延滞金について整備されていないのが現状でございます。

水道料に関しましては、1期前に納期が設けられており、その納期を過ぎた場合は督促状を発送し、督促手数料として100円を合わせた額を請求しております。令和元年度の収納率が11月末の結果100%となっておりますが、納期が遅れ支払いをされている方は、納期ごとで大体20件から30件程度見受けられているのが現状でございます。

周辺市町村に確認をしております、今のところ確認が取れていますのが大津町、益城町なんですけれども、その2町村においても条例化されていないということを確認しております。そのほかの市町村も、現在確認するよう指示しているところです。

しかしながら、令和4年度に小森水道が村営水道に統合される予定でございまして、特別会計から企業会計になります。現在、資産調査とか法令関係の準備や整備を行っておりますので、今後は議員さんとも話をしながら条例の整備を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）多分、工業用水道にはあるので、同じ水道事業でないというのは私はおかしいと思うんで、今、吉井課長が言われたとおり、今後、これは絶対入れるべきだと思います。以前は村営水道は水を止めれば入るといふことで、たとえ未納があっても延滞金が発生するといふことはなかったのであらうかと思いますが、今後、また給水人口が増える中でいろんな事情の方が出てくるという中では必要だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）答弁いいですか。

○4番議員（堀田直孝君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第103号、地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第103号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第104号、西原村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

(住民福祉課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○住民福祉課長(藤吉昌也君) 議案第104号についてご説明いたします。

議案第104号、西原村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部を改正する法律の施行に伴い、西原村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

次のページ以降に改正の改め文及び新旧対照表をつけております。

ここからは、皆様方にお配りしております西原村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)の概要についてご説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨としまして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、西原村保育の必要性の認定基準を定める規定の一部を改正する必要がございます。

2、主な内容としまして、第2条第4号中「長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族」を「同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)」に改めております。また、法律の改正等により、第2条第8号中「特定子ども・子育て支援施設等」を追加させていただいております。第4条につきましては、前回の条例の改正に伴う経過措置のために削除をしております。

3、施行期日。

公布の日から施行するという事です。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、堀田議員。

○4番議員(堀田直孝君) 4番、堀田です。

今、概要説明の中に、主な改正内容の中に「同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)」とありますが、同居の親族といいますと、直系でいけば6親等ぐらいまでかなと思います。姻族、これに関しましては、今、母子・父子家庭も多いですし、それに再婚とかいろいろあります。下位がか

なり広くなければいけないのかなと思う中で、姻族は何親等までが親族に該当しますでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

保育の必要性ということで、あくまでも同一世帯の家族、一つ屋根の家でいらっしゃる家族ということで判断したいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）いや、法律的には何親等と規定してあるはずですが、そこはいかがでしょうか。一般的に保険とかそういう説明でいくと、血族は6親等、姻族は3親等と規定してありますが、そういう規定はなくして、ここであれば同居しているのは全てということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）親等につきましては通常、3親等ということですが、あくまでも保育の必要性という部分におきましては、やはり家族の状況を踏まえまして通常は判断させていただいております。通常、保育の必要性ということで入所申込み等でいただいているものは、65歳未満のじいちゃんばあちゃんまでを見ている状況にあります。以上です。

○議長（山下一義君）4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）ここで、ただ同居しているのは認めるといいますが、やっぱり条例に載せる以上は、法的には大体6親等の3親等と書いてあるので、それ以外を認めるということであれば、その条文の中にも、法的にはこうなんだけれどもこの条例では同居家族は全て認めるというのを入れるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）これにつきましては、すみませんが今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）検討ということであれば、この条例で賛否を問うというのがどうなのかなと思います。それか、後で追加、例えば県とか国とかの指導を仰いで、そういうのが必要ということであれば後で追加をしますとかいう答弁が得られれば別に問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）一応、今、堀田議員が言われましたとおり、各方面をちょっと調べさせていただきまして、条例に明記が必要でしたらば次回の議会のほうで提出させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第104号、西原村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第104号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第105号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 廣瀬龍一君 登壇 説明)

○税務課長(廣瀬龍一君) 議案第105号についてご説明いたします。

議案第105号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページ以降に、改正の改め文、新旧対照表をつけております。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)の概要、税務課資料1でご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、地方税法施行令の一部改正を踏まえ、西原村国民健康保険税条例についても改正の必要が生じました。

2の主な改正の内容についてご説明いたします。

(1) 国民健康保険税の減額に係る判定所得基準の見直しです。平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等が令和3年1月1日より施行されます。この改正の影響により、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにするため、被保険者に係る軽減判定基準の算定方法の見直しを行う

ものでございます。

表のとおり、7割、5割、2割軽減判定基準の基礎控除額を現行33万円から43万円に10万円引上げ、また、被保険者のうち一定の年金、給与所得者が2人以上いる世帯については、個人所得課税見直し後において世帯の軽減判定所得は世帯主被保険者の人数掛ける10万円分増加する一方、軽減判定の基準となる所得金額は人数にかかわらず10万円しか増加しないことから、軽減措置に該当しにくくなることを防ぐための調整として、計算式を改正後の表のとおりに改正するものでございます。

お配りしております税務課資料2の西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に伴う軽減判定例は、今回の改正に伴う軽減判定、給与収入2人世帯の場合の算定例を記載したものでございます。

この条例の施行期日は令和3年1月1日です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第105号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第105号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は11日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 1時34分 散会

第 3 号 (1 2 月 1 1 日)

令和2年第4回西原村議会定例会会議録

令和2年12月11日、令和2年第4回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

令和2年12月11日（金曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第106号 令和2年度西原村一般会計補正予算（第9号）
について
- 日程第 2 議案第107号 令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 3 議案第108号 令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 4 議案第109号 令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第110号 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第111号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第112号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第113号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第114号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 発議第10号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣
について
- 日程第11 組合議会の報告等について
- 日程第12 陳情書について

日程第 13 委員会閉会中の継続調査申出書について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付の議事日程第3号のとおり行いますが、昨日の議案第103号、地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について追加説明を保健衛生課長より求められておりましたので、許可します。

○保健衛生課長（松下公夫君）昨日の堀田議員の質問に、引き続きお答えさせていただきます。

今回一部改正をさせていただく各条例におきまして、後期高齢者医療に関する条例では還付加算金に関する条項があり、税条例の例によるというふうになっております。その他の条例には、還付加算金に関する条項はございません。

延滞金については、地方自治法第231条の3第2項において、条例で定めることにより徴収することができるようになっており、条例化が必要であります。また還付金等については、同じく地方自治法第231条の3第4項において、歳入並びに手数料及び還付金の還付については地方税法の例によると規定されておりますので、今回の条例改正を行う必要はないというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）ただいまの説明について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、議事日程を進めてまいります。

日程第1、議案第106号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

議案第106号についてご説明いたします。

議案第106号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度西原村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,014万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,584万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

追加。

事項、山西小学校仮設校舎賃借料。

期間、令和2年度から令和5年度まで。

限度額、1,770万円。

6ページをお願いします。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、9、緊急防災・減災事業債（防災公園内防災備蓄倉庫棟整備事業）。

限度額、2,700万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

以上でございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金3,550万円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金1,823万8,000円の増額補正でございます。熊本地震復興基金交付金等の増額でございます。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金6,775万円の増額補正でございます。災害復興基金等からの繰入金の増額でございます。

11ページをお願いいたします。

款22村債、項1村債、目3一般単独事業債2,700万円の増額補正でございます。防災公園内防災備蓄倉庫棟整備事業の増額でございます。

次に、12ページからの歳出でございます。

13ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目14防災公園等整備事業費5,721万7,000円の増額補正でございます。防災備蓄倉庫棟屋外トイレ棟新築工事の工事監理

委託料及び工事請負費による増額でございます。

17ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費4,350万7,000円の増額補正でございます。構造改善センター空調換気設備整備工事請負費による増額でございます。

19ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目4震災対策費2,300万円の増額補正でございます。住まいの再建継続利用支援事業による自主防災組織コミュニティー施設2か所設置に伴う設計監理委託料及び工事請負費の増額でございます。

21ページをお願いします。

款13予備費6,280万円の減額補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、坂本議員。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

13ページ、目14防災公園等の整備事業になりますけれども、こちらのほうで防災備蓄倉庫と野外トイレ、合わせて5,800万円ぐらいがあります。こちらは、建物は体育館がございますけれども、その周りの防災公園等がどんな形でできるのかというのが、まだ私たちも最終的なものが分かっておりません。その中で防災備蓄倉庫及びトイレがどの部分にできるのかというのも分かっておりませんで、金額的なものしか出ておりませんが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

ただいま総合体育館の建設を進めておりますが、今回予算に要求しております部分につきましては、体育館の西側のほうに屋外トイレ、それと浄化槽と防災備蓄倉庫を建てるという形で、総合体育館の西側に農道がございますけれども、農道の体育館側に、道路沿いに建てるというような位置的な形になります。

○議長（山下一義君）5番、坂本議員。

○5番議員（坂本隆文君）これは、まず防災公園のほうは図面とかはできているんですか。もしパースとかその辺があれば、どういったものがどういった形でできるのかというのが自分たちにはちょっとまだこの数字でしか見えていけませんので、前もらったものはありますので、その辺を新しいものをもらいたいというのと、公園事業というのが予算的にはまだ上がっていない状態ですけれども、その辺の話もできるのかどうか、お願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君） パース的な図面のほうは、こちらに今、私が手元に持っておりますが、後で議員さん方にお配りしたいというふうに思います。

それとあと、公園全体的な事業につきましても、体育館がまず終わって、体育館の周辺及び周りの公園の整備を順次進めていくという計画でおります。

公園で、概算ではございますけれども、約10億円ほどの事業費を今考えておるところでございます。以上です。

○議長（山下一義君） ほかに質疑はありませんか。

7番議員、西口義充君。

○7番議員（西口義充君） 企画課の課長にお尋ねします。

今の18ページの商工費ですけれども、糸舞季の件についてちょっとお伺いします。

前回、説明は受けていますけれども、本年の10月31日に指定管理者が終了いたしました。そこで、新たにまた事業者の方をお願いしなければいけないんですけれども、今、西原村に地域おこし隊の方が3名ほどおられます。観光面に携わっておられますけれども、やはり目に見えるような形で、この人たちがもっと働きやすいというか、この人たちがもっと、こういう西原村に観光施設がありますので、観光面にもう少し力を入れていただきたいなという思いで質問いたしました。担当課長といたしまして、何かいい考えはありますか。

○議長（山下一義君） 企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君） お答えいたします。

先ほど西口議員が言われましたとおり、地域おこし協力隊を今3名企画のほうで雇って、観光協会あたりの事務等を行っていただいております。

今は観光協会の中でもいろんな活動的な部分もされておりますので、糸舞季あたりも活用した活動も今から検討していきたいというふうに思っております。議員さん方ともご相談しながら行っていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君） 7番、西口議員。

○7番議員（西口義充君） 検討じゃなくて前向きに進めていかんといかんと思うんです。せっきくの西原村の財産でございますので、いろんな地域から集まられて、外部の目線で西原村を見ていただいて開発を進めていただきたいというのが我々の思いでございますので、ぜひ外部目線でもっともっと活用できるような白糸の滝にしてみたいと。

今回も委託費と改修工事、結構250万円近くかかります。お金をかけるのも大事ですけれども、先が見えたお金を使っていただきたい。せっきくのお金ですので大事なお金です。活用できるような糸舞季にしていきたいと。

今の時期は本当に厳しいですけれども、やはり夏場になれば多いというようなことで、駐車場等もいろいろ問題があると思います。以前から課長には言っておりますけれども、建物の下のほう、河川周り、道下にコイン等もありますけれども、そういうのをもう少し広げていただいて、下のほうに遊べる場所を造っていただきたいというのが私の思いでございます。自分の構想はありますけれども、予算がかかりますのでここでは言いません。やはり、もっともっと活用する方法はいっぱいあると思います。市内に近いし、今、ミルク牧場もコロナの影響で非常に車が多くなっているんです。そういう関係で、寒くても今、来客が多いですので、公園内も活用していただければと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

○7番議員（西口義充君）何かちょっとよければ、課長の構想があれば。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今、西口議員のほうから言われましたように、白糸の滝の下流側といいますか、そういったところもちょっと確認しながら、整備できるところは整備して活用していきたいというふうに考えます。よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2番、高本議員。

○2番議員（高本孝嗣君）初めての質問でございますけれども、産業課長にちよっとお尋ねしたいと思ひます。

18ページが一番上の段にありますけれども、農林水産業費の林業費で林業振興費の中に18番の負担金、補助ですか、この中に、一番上に初めて私も見るとやうなやつが14万円ほど計上されております。森林・山村多面的ということで、田畑はあるんですけれども、森林・山村の多面的機能の發揮ということで、この事業の説明と、今後また来年以降もあるのかどうかを確認したいというふうに思っているのです、よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）森林・山村多面的機能發揮対策事業負担金ということでございます。事業概要を申し上げますと、これは事業主体は森林組合連合会、県森連が行っておりますが、具体的には、事業概要としましては、地域の住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する活動組織が実施する里山の保全、森林資源の利活用等の取組を支援するという内容でございます。

具体的に申し上げますと、大切畑地区でこの活動をやりたいということで、県森連のほうに申込みがあったということであります。活動内容としましては、特に地震以降、大切畑はもともと周辺に竹山が多いところでございますけれども、その竹山の侵入とか、それから竹林の荒廃、これが非常に甚だし

いということで、竹林整備、侵入竹木の伐採等を行うことで里山景観の保全を行いたい。また、竹林内にございます里道の整備等を行うことで遊歩道として活用していくことで、まちむら交流ですとか、あるいは大切畑を離れられた方たちとの交流、そういったことに活用していきたいというような事業内容を持っておられるようでございます。

全体事業費としましては、そういった里山の竹木の伐採等に係る経費、これは恐らく自分たちで区役みたいにしてされるんでしょうけれども、建設課のほうで行っております多面的機能支払交付金というのがございます。これは草刈り等をすると日当を支払いますよというようなコンセプトだっと思いますが、非常にこれは似ておるかなという印象でございます。あわせて、そのための機械購入とかあるいはリースとか、そういったことを考えておりました、総事業費が290万円と。

人夫賃といいますか、その部分と機械整備の部分では若干補助率が変わるわけですが、基本的には国が75%で、残りの25%について県・村で折半、12.5%というようなことでやってもらえんかというようなご依頼がございましたので、今回の予算計上となっております。なお、併せて申し上げますと、村の12.5%については10分の7が交付税対象ということになってございます。大体そういった制度内容でございます。

それと、次年度以降のことということでしたが、大切畑地区については最大3年まで継続できるということでございますので、継続で行われることになっております。

それから、もう一件申込みがあるというようなことで聞いております。でするので、現在詳細を調査いたしまして当初予算に計上を予定しておるところで、来年度は2地区実施する予定であります。

内容を見ていきまして、また広報活動等を行って取り組みたい地域を募集していければいいなというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）2番、高本議員。

○2番議員（高本孝嗣君）丁寧なお答え、ありがとうございます。

実は、森林・山村の多面的な機能ということで、せんだって古閑地区、ご存じのように大切畑地区とほとんど似たような地形になっております。その中で新しい家が建っておるわけですが、裏山の竹山がどうしても邪魔になると。昔は、裏山のほうの竹山のほうには、我々古閑地区の中では古閑間という一つの地域名を言いながら、そこに十数軒の家があったわけですが、今はもう0です。そちらの高山が荒廃しておりまして、せんだって大切畑の方々と話す中で、そういった事業があるということでありましたので、今後は古閑地区あたりもそのような事業に参加させていただくならなというふうに思っております。来年度以降そういった募集があつておりますならば、古閑の地区からもし申請がありましたらよろしく申し上げます。以上

で終わります。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）次年度以降、ぜひ県森連のほうに申し込んでいただいて、もちろんご相談いただければ私ももおつなぎしますので、お取り組みいただきたいと。ぜひモデル地区になっていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたい。

それから、すみません、先ほどの説明の中で10分の7を地方交付税と私、申しあげましたのですかしら。特別交付税措置ということでございますので、訂正いたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

8番、上野議員。

○8番議員（上野正博君）8番、上野です。

ちょっとこれは確認ですけれども、16ページの感染症の緊急の補助金が子育てひろばのほうに50万円出ておりますが、コロナ禍である今、子育てひろばは活用されているのか状況説明と、もしコロナ禍で長期閉鎖となった場合には、この委託料の削減というのはあるのかという件と、もう一点、19ページの公有財産購入というところで28万3,000円、春南道路の用地を買収しておりますね、不足分の。用地買収は村がやるんですけれども、この道路の舗装整備、もう今は砂防堰堤も終わっております。護岸工事も終わっております。これは県がするのか、あそこのところの確認をお願いします。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）ただいまの上野議員のご質問にお答えいたします。

ひろばの件でございますが、実際、春先のコロナの状況によりまして一時閉鎖したこともございます。ただ、先ほどの委託料につきましてですが、委託料はあくまでも支出に対する補助金ですので、実際、今、委託料は、委託契約をしてひろばのほうにお願いしておりますが、事業実績で支出額に伴いまして補助金のほうは補助をさせていただくということですので、あくまでも3月の段階で精算という形を取らせていただきます。

もう一つは、ひろばの50万円ですか。これにつきましても、ほかの保育園、学童と同じように10分の10で、今回またコロナ対策ということで、ひろばのほうにも1施設50万円という形で補助金を交付させていただいております。以上でございます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）2つ目のご質問なんですけれども、春南線ということで、今工事がもう完了しておって、舗装等の補修とかそういうところで打合せをしているところです。打ち替えも一部ございますので、できるだけ県のほうでしていただけるようお願いしております、県のほうも今、

議会等ございまして、予算が確保できたならばできるだけやりますという話は聞いているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）8番、上野議員。

○8番議員（上野正博君）それは、大体予定として年度内に終わる予定でしょうか。年度越えになるんですか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）一応、年度内、遅くとも梅雨前には完全に終わらせたいという話を伺っているところです。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番、坂本議員。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

20ページ、教育費、目の学校管理費の委託料1,600万円の中学校ランチルームの改築設計委託料になります。こちらは学校ですので、進め方と、あとどういったものができるかの説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）坂本議員の質問にお答えいたします。

給食室を当初、予定で改築するということで思っておりました。いろいろ、それに伴いましてランチルームも外構あたりをちょっと抜おうかなということで思っておりましたが、何分にもちょっと古くて、できれば今回、一緒にランチルームまで改築をしたいということで、財政のほうに一応お話をしました。財源的には、見られるとおり、基金を頂いて行うということで思っております。

工程につきましては、一応2か年計画で、できれば来年度から工事に着手して夏場の夏休み中にランチルームを解体し、その後、給食室を建てると。給食は止めなくて、教室で食べていただくと。給食室ができた段階で旧給食室を壊すと。給食室があった部分についてランチルームを建てるとということで、一応工事的には2か年で計画をする予定でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番、坂本議員。

○5番議員（坂本隆文君）となると、夏休み中にランチルームを壊すけれども、そこを給食室にするということは、給食室を夏休みに建ててしまうという計画ですか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）いえ、一応今あるランチルーム部分を壊しまして、壊した段階で、その壊れた部分に給食室を建てます。給食室が建った段階で新しい給食室が稼働し始めて、新たに旧給食室を壊すと。そこにまた、壊した段階でランチルームを。ランチルームと給食室が今の現状から逆転、西側と東側が入れ替わるような形になると、場所的に。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番、坂本議員。

○5番議員（坂本隆文君）すみません、質問の仕方がちょっと悪かったんですけども、内容的なものは分かるんです。これが授業があっているときに工事があるとなるとどういうふうに進められるのかなというふうに。さっき言った夏休み中というのは、授業がないときに工事がある分はいいんですけども、授業があったときにそんなに早くはできないと思うんで、そういうときはどういうふうな対処をしながら授業ができるのか、工事が、言うなればもう真横であっているようなものですから、その辺で授業に差し支えがないようにどういうふうにされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）お答えいたします。

一応、今の既存の物件については、なるべく休み中に壊したい。音がひどくて授業にならないという部分がございます、あと調理関係がありまして、壊すときに噴煙というか、そういうのが出たときに給食に影響するかも分かりませんので、その辺は避けたいと思ひまして夏休みに解体。新築工事につきましては、業者のほうで防煙関係のネットあたりを多分すると思ひますので、なるべくその辺の安全面を考えたところで施工していくということ思ひしております。なるべく音は立てたくないんですが、授業には差し支えないような形を取りたいんですが、若干やむを得ない部分の中には出てくるかなというふうに思ひしております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番、坂本議員。

○5番議員（坂本隆文君）じゃ、やはり建てられるときには授業があっている中ということで、学校であり、また何月になるかは分かりませんが、3年生にとっては受験とかもあります。その辺は考慮されると思ひますので、よろしく願ひいたします。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

○5番議員（坂本隆文君）大丈夫です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

12ページの歳出ですけども、電子計算費1,000円の増額補正をされております。令和元年度個人番号カード交付事務国庫補助金返還金ということで、これは多分、マイナンバーカードのことだろうと思ひますが、マイナンバーカードも今、政府のほうは一生懸命進めております。前回の10万円の給付もオンライン申請ができますということでされておりましたが、聞きますと不具合が多かったということで、本村においての不具合の状況はいかがかなと思ひます。

そこの質問と、1,000円というのはあまりにも金額が安いんですが、補正

前が8,310万2,000円に対して1,000円の増額ということで、足らなかった分の増額と思います。償還の内容は何だったのか、それと、今後ですけれども、政府のほうは行政デジタル化ということで、マイナンバーにひもづけするというので、免許証も2024年度末までに前倒しですとか、金融機関の口座とか、中には健康保険証までマイナンバーに一体化するような話が出ておりますが、本村においてはそういう計画があるのか、また、政府からの通達はどのようなになっているか、あとは西原村で今の交付状況はどれだけかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、内容につきましてですが、全体の予算額等の分で8,310万2,000円に1,000円プラスしてという形になっております。償還金、利子及び割引料自体がそれ以前は0でございましたので、今回1,000円計上しております。

その内容につきましては、マイナンバーカードの出張申請等で使いますモバイルの小型のプリンターになりますが、そちらのほうを補助申請上1万5,000円で申請しておりましたけれども、実際購入したのが、こちらは住民福祉課のほうで購入しておりますが、1万4,190円だったということで、補助金としましては1,000円未満を切り捨てる関係で1,000円の償還が発生したという形になります。

それと、あとマイナンバーカードの今後の部分ですが、健康保険証あたりは来年3月からの予定をされておるという形でございます。利用される方は事前に登録等が必要になってくるということでございます。

それと、先ほども言われましたが、今後の動きとしまして、本日の新聞等にも出ておりますマイナンバーカードに対する免許証等の一体的な導入関係、こちらのほうが当初は令和8年度というふうに計画されておりましたが、本日のやつで見ますと令和6年度に前倒しという方向になってきております。こちらの詳細についてはまだ国から何の通達等も来ておりませんので、今のところは新聞等による情報という形だけになります。健康保険証等につきましては来年の3月からということで、もうこれは来ております。以上です。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの交付状況につきましてお伝えしたいと思いますが、令和2年11月1日現在で申請が1,228件、交付枚数が1,100件、率にすると村民の16.3%の方が今マイナンバーカードを取得しているということでございます。

実際、申請して大体1か月ぐらいかかっていますので、来てからまた交付

しますよと、なかなか取りに来られない方もいらっしゃいますので、申請と交付枚数がやっぱりどうしても違ってくるということでお考えをいただきたいと思います。

今、住民福祉課の取組といたしましては、先ほど企画商工課長のほうからもありましたとおり、出張申請というのを今後やっていきたいなというふうに考えております。実際、第1弾としまして社会福祉協議会のほうにマイナンバーカードの申請受付というか、説明してそこで実際に受け付けて、そのときは大体32件ぐらいの受付をさせていただきました。ただ、やはりどうしても時間中、いろんな部分で、戸籍関係はいろいろ外部から来られますので、そういう時間、人を今後いろんな部分で確保していきたいなというふうに考えております。

それと、やはり来庁時にマイナンバーカードの申請の呼びかけ、それと、今後は常時広報紙等で定期的な周知をしていきたいというふうに考えております。

議員の皆様におかれましても、ぜひ申請のほうをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほど堀田議員の質問の中に、定額給付金の申請時にトラブルが全国であったけれども、どういったのがあったのかということでありましたので、お答えいたします。

村内での申請の中で1件だけトラブルがやはりございました。あくまでマイナンバーカードは個人のカードですので、今回、支給に当たっては世帯全員の氏名を登録する必要がございましたので、住基上は5人の家族けれどもマイナポータルで申請されたときには4人で申請されたと。後日、それを私どもでダウンロードするんですけども、それを確認したらそういうふうな誤りがあったので、ご本人にもう一度確認の電話を入れたというようなケースもございました。それが今回、西原村で発生したトラブルです。1件ほどありました。

それと、先ほど保険証のお話を企画商工課長のほうからされましたが、補足という意味ではありませんけれども、もう一度追加でお話をさせていただきます。

来年の3月末に、マイナンバーカードに保険証としての資格確認ができるようになります。ただ、それだけでは利用できませんので、マイナポータルに利用者の登録をする必要がございます。今度、実際、医療機関でそれを提示するわけですけども、今度は医療機関、薬局でのシステム改修であったり顔認証付カードリーダーの設置であったりが発生します。そのあたりが医療機関で初めて整備されて、医療機関での利用が可能になるというふうな形になっております。以上です。

○議長（山下一義君）4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）一応3月からということですが、今答弁を聞いておきますと、県下にも医療機関も大中小かなりある中で、その整備をしなければならないということであれば、カードは準備できても、使えるということはちょっと難しいのかなと自分で判断しました。

政府のほうもマイナンバーについてはマイナポイントとか有利になるようなことで広報されていますが、西原村でも16%ということで、まだ低いのかなと思います。その中で出張申請ということで、これはいいことだと思います。

実は、私ごとになりますが、うちのおやじが免許証がなくなったということで、いろんな証明に、今、保険証は顔写真が載っていませんので、それじゃ駄目だよというところがかかなり増えています。その中で、マイナンバーカードについては顔写真が載っていますので、これは必要だなということで、前回、私と一緒に自分もついでに申請したわけですが、やはり高齢者、免許返上者にとっては、マイナンバーは顔写真がついているというところで、ぜひ必要なのかなと。今後、西原村においても進めて、持ってないよということになるといろんな手続が必要になりますので、ぜひ、最初は、マイナンバーは年金の受給の不具合からこういうのが始まったんですけれども、こういうふうに政府のほうもデジタル化に進んでおります。村としても、できるだけ多くの方が、今執行部からも言われたとおり、申請されて交付ができるように努力していただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番、中西議員。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

まず、ページ18、5の林業のイノシシ、鹿の関係です。

予算から補正になっていますけれども、これはもともとは少なかったのか、捕獲量が増えてから云々なのか、それとも、この頃、堀田議員も前の林田議員も何か資格を取られたと伺っていますけれども、捕獲所有者が増えてこういった形になっているのか、そこのあたりの説明をお願いします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）結論から申しますと、増加でございます。今回、鹿94万6,000円、イノシシ5万8,000円追加補正させていただいておりますが、当初、鹿50頭に対しまして136頭、それからイノシシが180頭の計画に対しまして199頭ということで、大幅に増加しております。昨年が両方合わせまして206頭か何かだったと思いますが、今年はもう既に300頭を超えるということで、大幅な増加に基づくところの補正でございます。当初予算では、50頭、180頭につきましては捕獲計画に記載しておる数字に基づいて計上しており

ますので、その捕獲計画自体を大幅に超えていったと。

要因といたしましては、もちろん捕獲隊の皆さんの頑張りが一番なんですけれども、その上に報酬を追加補正させていただいております。1万5,000円、1人1,000円ですので15人増加したと。これまで18人だったのが、15人増加して33名で現在、捕獲活動されております。その辺も大きな要因の一つであるというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番、中西議員。

○6番議員（中西義信君）ページ19の教育費です。

事務局費の委託料の山西小学校用地時効云々と書いてありますけれども、これは前からの懸案の道路拡張に関するところの関係であるならば、進捗状況等をお話しいただければと思います。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの中西議員の質問にお答えいたします。

山西小学校の用地につきましては、以前から未登記の部分がかなりありまして、地籍調査の部分でもずっと続けてきたわけでございます。私が教育委員会に來まして、1件だけ残っておりました。何回か、十三、四人おられたんですが、そのうちの1人だけがどうしても高齢で意思表示ができないということで、同意を得られない部分がございます。その部分につきましてはどうしても時効取得の裁判をせざるを得ないということで、今回、時効取得をしたわけでございます。

一応予算は12月補正で上げておりますが、早めに終わりたいということで、もう登記までつい先日、12月1日に完了して、山西小学校は一応未登記はないという方向で終わっております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番、中西議員。

○6番議員（中西義信君）私ももう8年ぐらい議員になりますけれども、当時から何か伺ったことを覚えています。これがなるということは、今後、道路拡張までつながる計画までいけるのか、ちょっと。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）今現在、登記が終わりまして、一応道路の計画につきましては復興建設課のほうで、今後、筆がいっぱいありますので、合筆してどうするかという方向だけはお願ひしますということで引継ぎをしております。それが終わった段階で道路の拡張工事関係に移っていかれるんだろうということで私は理解しております。以上でございます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）先日、教育委員会のほうから登記が終わったということを受けまして、現在、復興建設課のほうで、筆界未定の部分がありますので、筆界を確定させた後、合筆とかそういうのを経て、万徳新所線を12月発注予定しておりますので、現在、運動場の部分に関してはまだ工事に

入っていません。工事を発注した後、登記が完了次第、追加で変更契約させていただいて最後まで終わりたいなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（山下一義君）6番、中西議員。

○6番議員（中西義信君）長年の懸案で、やっぱり通学路でもありますし、早く解決できることを願っています。

せっかく復興課長が出られたので、もう一つ伺っていいですか。すみません。

村道補修関係で幾つか書いてありますけれども、これは村長も議長もおられます例の小園から上がってくるところの側溝に蓋がないところは入っているのかをちょっと。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時53分）

（午前10時54分）

○議長（山下一義君）会議を再開します。

復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）小園から、県道からの上がり口については、まだこの中には入っていません。また今後、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）6番、中西議員。

○6番議員（中西義信君）全体的に扱って高額がかかるのは仕方がないとして、何か対応、反射鏡じゃないけれども、利用できるものがあるなら、ポールにしる何か考えてほしいと思います。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）危険な箇所については、そういう目印だったりとかポール等を置いて安全確保に努めたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）6番、中西議員。

○6番議員（中西義信君）よろしくお願いします。

せっかく駐車場もできましたけれども、あの真ん中にある縁石も危ないかもしれないと思います。そこの役場の駐車場です。だから、危ない箇所は本当にどこでもぱっと出てきますので、気をつけて取り組んでいただきたいと思います。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。（発言の声）

○6番議員（中西義信君）すみません、総務課長とは思いませんでした。危ない箇所はと先日、課長が言われたものだから、気がつくとも幾つもあるということ覚えていただければそれでいいです。

○議長（山下一義君）答弁は要らないですね。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西口議員。

○7番議員（西口義充君）総務省から、これは9ページですけれども、これに新型コロナウイルス感染症交付金が出ておまして、構造改善センターが今度は改修されます。これとは別に関連で、西原村で独自にコロナ対策としてプレミアム商品券を発行されました。それで、もう今、締切りは終わっておるということでございますけれども、この前の企画課長のお話では相当の券が余っているというふうなお話でございました。それで、産業のほうでもお話をしたんですけれども、やはり地理的な問題もあるし年齢的な問題もあるし、いろんな問題が発生してこういう売上げができなかったというか、皆さんに当たることができなかった、買うことができなかったというようなお話がございまして、今後、何かあってプレミアム券を発行する場合、総体的に一応見直しを考えながらやっていかないと、せっかくの村自体の発行券が無駄になりますので、この件に関して改めて企画課長、どうでしょうか。反省点はあると思いますか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

先ほど言われましたとおり、プレミアム付商品券の事業につきましては、実際、対象者が6,768名という中で購入者のほうが5,188名ということで、76.7%の購入者がおられるという形になっております。残り23.3%の方については未購入ということでございますので、基本、高齢者の方で車を持たない方とか、そういった方々についてはやっぱり購入されていないのではないかなというふうに見ております。そういった方々に対して今後またプレミアム付商品券等を発行するに当たっては、検討していく必要があるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）7番、西口議員。

○7番議員（西口義充君）今後の課題として、行政のほうでも考えていただきたいと思います。

西原村のプレミアム券は、他町村と比べると本当に温情があるというか、よそは25%ぐらいじゃなかったかなと思うんですけれども西原村は50%も補助。そういう中で、もったいないなど。これだけ額があるのに活用できなかったというのは本当に残念でございます。今後、本当に見直しをしながら、反省しながら進めていただきたいと思います。

次に、16ページ、保育園の備品購入なんですけれども、今回、保育園の北側の横断歩道が今準備されております。こういう保育園の備品購入は久しぶりに上がってきたなと思っております。道路拡張による遊具の移動だろうと思っておりますけれども、西原村の遊具は、園長先生からもお話を聞きましたけれども、本当に長年使っておられます。山西保育園からの遊具が残っていると

いうふうなことで、今まで大事に使っておられますけれども、今回の歩道で桜の木も切ります。滑り台とかそういう遊具はどうなんですか。あれも移動になるんですか。移動になった場合は、そのまままた移動してしばらくは使うのか、どうなのか、新しく買い換えるのか、そこら辺もお願いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）現在保育園の歩道の工事をやっているんですけども、それに係る部分に関しては、実際、幅的に係る部分と、工事をやっけて一旦退避させて、工事が終わった後もう一回戻すという2種類あるかと思しますので、そこら辺も保育園のほうと相談しておりまして、残すやつは残して、撤去または付け替え等があるやつに関しては工事を行いながら協議していっているところがございます。以上です。

○議長（山下一義君）保育園長。

○保育園長（槇原加奈子君）西口議員のご質問にお答えいたします。

現在、今、復興建設課長が申しあげましたように、2mほどの歩道ができるということで、園庭のほうも桜の木を切ったり、あと芝生のほうの未満児さんの園庭も大分狭くなってきたりということで、未満児さんのところはほぼ全ての遊具がかかるということと、あとほかに、工事にはかからなくても、フェンスから近過ぎたら、例えばブランコであったりしたらフェンスに当たったらもう遊べないので、それは実際工事にはかからなくても動かさなければいけない。そうすると、ほかの遊具との兼ね合いで設置が難しくなってくる遊具も出てまいるかと思しますので、復興建設課長のほうと相談しながら、あと遊具の毎年点検も受けておりますので、そちらのほうの状態も見ながら、摩耗状態でありますとか危険度、そういったところを見ながら購入するか設置し直すかを検討したいと思っております。

○議長（山下一義君）7番、西口議員。

○7番議員（西口義充君）遊具も結構古うございますし、移転の際に下が腐れていたりとかすれば、また新しいのに補正予算を組替えなければいけないと思っておりますけれども、子どもは外で遊ぶのが当たり前でございます。遊具だけはしばらくできませんはいけません。子どもは、園庭へ入ったらすぐ遊具のほうに多分遊びに行くと思いますが、早めの準備をしていただいて、事故、けがのないように復興建設課のほうでも気を配りながら進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）遊具については、保育園のほうからもお尋ねがあつておったところでありまして。小さな遊具はちょっと直すところとよろしゅうございますけれども、大型遊具がございます。値段にすれば五、六百万円というような大きな遊具もございます。これは、道路の今工事をやっておりますので、境界があつてそれで終わりじゃなくして、工事中はまだその中に2mぐらい

入りますので、あまり前さんを出しておくとは後で動かすことができません。工事が終わった段階、例えば来年の当初予算あたりでまた組みさせていただくならばなど、そういったところはですね。小さなやつはちょっと直されますので、あまり前さんを出しておくとは運動会等に支障がありますので、そこらを考えて進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

13ページでいきます。

防災公園等の整備事業、産業教育常任委員会のほうでも説明をいただいたところです。常にこれは村長が30億円を取りに行くぞということで、私ども議会のほうも当初の20億円の枠取りが順調にあって、うまくいったところというふうにこちらも安堵していたところです。残りの10億円、また村長が改選後、東京に出向かれていって、ただいま交渉中というところでお返事はいただいてないかと存じ上げております。

今回のまず財源について、これがベストチョイスということで今回補正で上がっているかと思えますけれども、当初の目的では、これに本来ならば国の交付金関係が幾分入っておったのだろうと思えます。しかし、今回は防災・減災の関係で村債を2,700万円ほど発行してやると。残りの財源につきましては、一部一般財源、あとは熊本県からの基金と村の公共施設整備交付金かな、これは。基金かな。2分の1ずつということで2,900万円見えています。

聞くところによりますと、国も今回のコロナ関係で経済が非常に冷え込んでおるということで、第3次補正関係を早急に取りまとめの依頼が来ておるかと思えます。今のところこれがベストチョイスと思えますけれども、その後何らかの形で出てくれば、財源の組替えを考えてもいいのかなというふうに思っています。

9月で体育館が完成します。それに合わせて備蓄倉庫とか、中にはあれだけれども、外にもトイレなどを造っておったほうがええだろうという解釈で進められておるかと思えます。

今回の財源内訳について、これは財政のほうも関係していると思えますけれども、今回のやつはベストチョイスであるという答弁をいただければと思います。今回、財源について、まずは企画商工課長のほうに答弁を求めたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）財源につきましては、現在、先ほど宮田議員のほうからも言われましたとおり、防災備蓄倉庫棟につきましては、緊急防災・減災事業債という形で起債のほうを2,700万円ほど借りるという形に予

算を計上させていただいております。こちらのほうが、この起債に対しまして充当率100%、交付税措置が70%ございますので、備蓄倉庫についてはこちらのほうで財源はいくというところで考えております。

それと、屋外トイレ棟につきましては、今現在、宮田議員のほうからも言われましたとおり、復興基金の創意工夫分という部分を2分の1と、村に頂いております復興基金に積み立てております分を2分の1の2,900万円充てて建設するというところでしております。

あと、補正予算につきましては、まだ国のほうも今、各自治体の要望をまとめられておりますので、一応、そちらにつきましては、もしこちらの要求が通れば、屋外トイレ棟は財源の組替え等をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

村長もこれは相当頑張って完成までこぎ着けようという思いで、職員にもやっていただきたいというふうに議会からも思っているところです。これについては、財源の組替え等も有利なほうで、また社交金等ということで考えていっていただければと思います。村のやつは創意工夫分で使うという話だね。ということですので、ほかに創意工夫分が使えるところが出てきやすいかなという思いもありますので、一応確認してみました。

それに関連してですけれども、財源という観点から議長、よございますか。

○議長（山下一義君）はい、承知します。

○9番議員（宮田勝則君）産業教育常任委員会のほうで委員長質問をしていただきました。大変ありがたい。糸舞季の件、それと国からお金をもらって職員を派遣してもらっていますというか、こっちが雇用していますよね。数名程度増えてきております。村長も、観光関係、西原村観光推進協議会という名前と商工会の観光部門、これのいざこざが長年続いておりましたけれども、やっと一本化、観光協会として立ち上げられまして、観光については、コロナ関係で逆に少し田舎のほうで空気のいいところで遊ぼうというところが出てきておりますので、こういう西原村、非常に環境のいい場所は追い風も若干あるかと思えます。

そういった中で、萌の里は非常に売上げも好調と今年は聞いております。ミルク牧場のほうもいいという発言が先ほど委員長からありましたけれども、糸舞季でございます。糸舞季のほうで、なかなかこれが完成以来、うまくいっていないというところです。目的としては、地元の活性化を含めて、生涯元気に暮らせる地域づくりを含めてあそこの公園化事業というのが始まったというふうに存じております。なかなかうまくいかないということで、また今回、指定管理者の新たな方を募集するに当たりまして、こうやって補修、清掃していただくわけです。

いつもお話があっておりますけれども、なかなかあそこに観光客が、夏場は結構多かったというふうに聞いておりますけれども、ここ数年は通行止めとかがありまして客も少なかったと。せんだって、秋口はまたライトアップ等をしていただきまして、結構、夜8時ぐらいにすっと下りてこられる観光客の方を見かけたことも数度あります。

何を言わんかとしていますというと、委員長が申しましたとおり、あそこを拠点として入り込み客を増やしていく、そういう施策に移るとき、先ほど申しましたように大きな財源のことも要るかと思います。まず、道路が狭いというのは、よその施設と比べてネックなところですよ。あんな田舎のほうに太い道は当初は要らんだろうということで、駐車場部分だけを拡幅したりしてやっておりますけれども、上を公園にして駐車場にしました。歩かないといけないのできついもんというのが老人の方々、また子連れの方でも手を引いてずっと歩いてこないかんというのが、今のところ欠点というふうになってきています。そういったことで、あそこにもうちょっと目を当てて、河原の観光活性化のために、また地域の活性、人口増の一つの考え方でいうと、施策の中に入れていただくということを考えていただきたいと思っています。

財源が多いということで、あれが当初は山村振興事業等で6年か7年に1回回ってくる5,000万円を使いながらやってきたわけですがけれども、村長、議員時代にありましたですね。下あげの辺地指定から始まりまして、今、宮山地区辺地までが西原村は指定しております。非常に有効な起債を使えるということで、これに使うには計画見直しが必要ですがちょっと要りますけれども、議員時代から共にやってきて、何か答えが出ないままに終わっておるような感じが私しております。何とか成功、万歳ということをやりたいなというふうな思いもありますけれども、計画の見直しをぜひとも議員を交えてやっていただいて、道路の拡張並び公園の事業を進めていただきたいと、このように思っています。

先ほどの財源じゃありませんけれども、大きなお金が必要かと思えます。今、災害復旧というあれで少しずつ道路を直してはいますが、大きく、あと数百mになりますけれども直して、ちょっと広めにやっていただいて、中に公園をもうちょっと整備するという考えを持っていただきたいと思ひまして、この質問に入っています。これは政治決断も要りますけれども、村長の考えの少し答弁を求めたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）滝地区の糸舞季の件ですがけれども、ご指摘があったように、上に駐車場、そこから下りてくる。帰りが上らんといかんと。これが逆なら少しはいいかなと思ひましたけれども、これは地形のあんばいで致し方がないということでございます。あれをいろんな計画をする中で、今申されましたように辺地債、これは有効な手段であるということで、あそこが辺地

債の距離を満たしておるのか、そこら辺を見直さんといかんなどということでもあります。それをまずして、それで辺地債が利用できるならば、辺地債でいろんな事業もできるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、ご存じのとおり、谷のところでございますので、土地がなかなか厳しいかなということもございます。糸舞季もあの土地でフルシーズン全部使っているならばですけども、冬はほとんどお客さんが来ないということがあって、なかなか運営が厳しいと。だから滝の人たちも自分たちはできんというようなお話も聞きますけれども、やはり滝の人のためにあそこは造ったような施設でありますので、どうかそれはできんかなということも思っております。

指定管理も今もう外れておりますので、春、3月議会ぐらいで指定管理もまたお願いしなきゃなりませんけれども、それには何かをせんといかんなどということは私どもも理解をしております。そのことは、いろんなことを河原地区については河原活性化特別委員会とか河原選出の議員の皆さん方とかと一緒にちょっと考えていかんといかんなど。住宅のこともございますので、そういったことを踏まえて1回、河原校区活性化委員会は堀田議員でありますので、その辺で進めて、いろんな話をそこでさせていただくならばというふうに思っております。

やはり我々が思うのは、この一帯だけを開発するんじゃなくして、村全体を開発して、そこにお客さんを少しでも呼び込んで活性化できるならばなというふうに思います。それには、こう言うのは何ですけども、河原地区においてはやはりはまってやらんとお客は来ないというところでもございます。河原に店がないとかいろいろ言われますけれども、店に来るお客さんがいないもので店は来てくれません、なかなか。コンビニも造ってもらえんかというようなお話もございましたけれども、そこは商売人でありますのでなかなか来てくれないということで、やはり人口を増やさないと施設も来ないということでもあります。

いろんな面も全体的に含めて、糸舞季も含めて、河原地区の全体的な発展につながるようなことをやっていかなくちゃいけないんじゃないかな。あわせて、河原小学校の複式学級問題もございますので、そこらも全て含めて一遍お話をさせていただくならばなというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

河原の端の端まで考えていただいておりますので、一安心というか安堵しておりますし、さらなる村長のリーダーシップの下、議会を含めて、地元住民含めて、この事業の完成まで頑張っていきたいと思っております。

それについては、任期が3年半になってきます。ぜひとも3か年事業計画ということで、企画商工課、復興建設課、また住民課を含めましてやってい

ただければと、このように思っていますので、要望としてこちらから出しておきたいと思います。今年度中にやらんと3か年であれですので、お話だけはということですが、村長。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）まず、計画する前の段階の話がありますので、計画する前に一遍お話をし、どういった方向でいくのか、それを決めていただかならばなというふうに思います。

ただ、事業費、財源的な問題もございませぬ。今年でいよいよ宅地の復旧が終わりますけれども、今から先、今度は起債の返還が始まってまいります。こういったこともございませぬので、許される範囲内で進めていくならばなというふうに思っております。なかなか100%の思いは届かないかもしれませぬけれども、その方向に向かって進めていくならばなということで、宮田議員あたりは特によろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませぬか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませぬか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第106号、令和2年度西原村一般会計補正予算（第9号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第106号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時25分）

（午前11時40分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第107号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第107号につきましてご説明いたします。

議案第107号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定め

るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,505万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税300万円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策による保険税減免に伴う減額補正であります。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2災害等臨時特例補助金180万円の増額補正であります。災害等臨時特例補助金180万円の増額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による国民健康保険税の減免に伴う国庫補助金の増額であります。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金140万7,000円の増額補正でございます。特別交付金140万7,000円の増額補正につきましては、先ほど述べました国庫補助金と同様、新型コロナウイルス感染症対策による国民健康保険税の減免に伴う県補助金の増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費6万6,000円の増額補正であります。委託料6万6,000円の増額補正につきましては、令和2年度特別調整交付金の様式追加に必要なシステム改修に伴う委託料の増額補正であります。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金50万円の増額補正であります。確定申告を原因とする所得の変更等に伴う保険税還付金の増加及び新型コロナウイルス感染症対策による保険税減免に伴う還付金の増加による増額補正であります。

あとは、予備費を35万9,000円減額補正させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第107号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第107号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第108号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第108号についてご説明いたします。

議案第108号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,217万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料93万7,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症対策による保険料減免に伴う減額補正であります。

款3国庫支出金、項2国庫補助金383万1,000円の増額補正であります。

目1調整交付金43万9,000円及び目7災害等臨時特例補助金65万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による介護保険料の減免に伴う国庫補助金の増額補正であります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金52万8,000円の増額補正であります。介護保険システム改修に伴う事務費繰入金の増額補正であります。

款7諸収入、項2雑入、目1雑入115万8,000円の増額補正であります。日常生活支援総合事業の通所サービスに係るサービス単価が国の定める基準を一部超えていることが国の指導監査時に指摘を受けたことによる負担金過払い分の返還に伴う増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費105万6,000円の増額補正であります。委託料105万6,000円につきましては、介護保険制度の見直しに伴うシステム改修委託料の増額補正であります。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金51万円の増額補正であります。日常生活総合支援事業負担金の返還に伴う国・県への補助金返還及び新型コロナウイルス感染症対策による保険税減免に伴う過年度分保険料過誤納付還付金の増加による増額補正であります。

あとは、予備費を288万5,000円増額補正させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

全体的な予算のことについてですが、今回、保険料は減額、給付金においては全く補正がされておらんということで、今朝の新聞に、政府がコロナ禍、経営安定を図るということで、介護報酬の引上げを検討するというふうな記事が出ております。その中で厚生労働省は、新型コロナ、介護事業者に影響を及ぼすということで、事業所当たりの利用者、短期、要はショートステイですけれども、前年比より20%減と大きく落ち込んだと。それと介護報酬、通所リハビリ、デイケアですけれども、これも15.4%減少するというところで、年明けには報酬単価も決まるということで、多分単価を上げるんだらうと思います。

やはりこういう中で、今、本村においても次年度の予算編成の時期となっておりますが、今後の本村における介護保険の見通し、そのあたりがどういうふうになるか、教えていただきたいと思っております。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えしたいと思います。

堀田議員がおっしゃったように、今日の熊日朝刊に介護報酬の引上げ検討ということで、政府は、確かにおっしゃるように、今回の新型コロナウイルス関係で介護事業所の利用が減っているということで、経営の圧迫を招いているというところもございます。そういう中で、介護報酬を引き上げて介護施設の機能維持を図っていくというところではないかというふうに考えております。そういう中で、本村の今後の介護保険の見通しということのご質問かと思っております。

本年、来期からの介護保険に向けて、第8期の計画見直しをただいまつくっているところでございます。その計画の中で、やはり今回の報酬引上げも

踏まえた上で次期8期計画を立て、その中で3年間における介護保険料等を検討しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）ただでさえ改定の年は大変な年ですけども、本当にコロナ禍ということで見通しが分からない中です。あとは頑張ってくださいとしか言いようがありませんので、以上で終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいま堀田議員からも言われましたように、安定経営、健全経営に向けて第8期計画を作成していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

雑入で、説明の中で通所の何が間違っていて、していたのか、サービス内容のポイントというか、あれの単価差だと思うんですけども、今年度上半期分だけでこの金額なのか、その辺も含めて説明していただければと思います。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）実は、平成29年度から日常生活支援総合事業で行っている通所サービス、すみれの会、対象者としては要支援の方々ですけども、その方たちが利用される通所サービスにおいて、平成29年に1回当たりの単価と一月当たりの限度額というのを決定しております。基本は月4回の利用ということで考えて単価設定をしておりましたところ、月によっては5回利用できる月があったということで、そうすると、1回当たりの単価は月4回であれば問題なかったんですけども、限度額を超えなかった。ただ、月5回利用された方が月の限度額を超えてしまっていたと、5回利用した場合。そういうことで、1回当たりの単価、月5回の利用もあるじゃないかということで、限度額を超えている分を今回是正するというので、平成29年度から令和元年度まで延べ99名の方の利用がございました。事業所としては2事業所。社会福祉協議会とみどりの館で行われておりました。

そういう形で、月5回利用された方々が限度額を超えていたということで今回是正をさせていただきますし、事業所からその分の負担金を返還していただくという形を取らせていただきました。申し訳ありませんでした。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）通所サービスの、これは支援ということは村の事業だよな。（「はい、村の事業というか、補助金はあります」の声）若干あるけどな。事業主体としてはこっちの関係だと思うんですけども、通所サービス関係を推奨して村もずっとやっていたところですので、このサービス関

係が充実することによって全体的なお金が減っていくという理想論の下にやっていることです。そういう周知徹底を再度やっていただいて、間違いがないようにやっていただければと思います。

あと、また繰出金で12万9,000円、過年度は過年度だけれども、再確定とあまり使わない言葉で濁しているようにこっち側からは見えます。確定した後また再確定というのは確定していないじゃないかという話なんだけれども、一度確定の言葉を使ったからこういう文言にしているかと思います。内容に少し触れていただければと思います。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど述べました通所サービスの返還金の指摘を受けて、今回、負担金を返還させていただきました。そういう中で、一般会計から事務費というか事業費として繰入れを行っておりました。その分を今回、一般会計に戻すというのがこの繰出金であります。

再確定という表現は確かにおかしいかなど。申し訳ありません。要は指摘に伴う繰出金の返還ということになるかと思います。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 0時00分）

（午後 0時01分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第108号、令和2年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第108号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時02分）

（午後 1時00分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第109号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第109号につきましてご説明いたします。

議案第109号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,173万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金177万円の減額補正であります。後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額に伴う繰入金の減額補正でございます。

同じく、目3療養給付費繰入金355万1,000円の増額補正であります。令和元年度後期高齢者医療療養給付費の確定に伴う繰入金の増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金178万3,000円の増額補正であります。負担金、補助及び交付金178万3,000円につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金176万9,000円の減額、令和元年度後期高齢者医療療養給付費精算負担金355万2,000円の増額補正であります。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費15万9,000円の増額補正であります。委託料15万9,000円につきましては、健診受診者の増加に伴い23万9,000円の増額、歯科健診受診費用8万円の減額補正であります。

あとは、予備費を16万2,000円減額補正させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第109号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第109号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第110号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第110号につきまして説明いたします。

議案第110号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,914万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

続きまして、主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

歳出予算でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節14工事請負費482万円の増額補正、こちらに関しましては、万徳新所線道路改良工事、東工区になります。に伴う配管工事として増額するものでございます。

続きまして、款1水道事業費、項2営業外費用、目2消費税相当額、節45消費税相当額82万4,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、令和元年度確定申告におきまして、消費税の年間税額が消費税法に定める基準額を超えたことによる中間申告に伴う納付税額として、増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第110号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第110号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第111号から日程第9、議案第114号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第111号から議案第114号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については一括して契約の内容を説明させていただきます。

議案第111号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第4号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事(大切畑05)。

2、変更前契約金額3億5,240万2,461円(税抜額3億2,036万5,874円)、変更後契約金額3億9,864万8,981円(税抜額3億6,240万8,165円)、4,624万6,520円の増となっております。

3、契約の相手方、受注者、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池市赤星2114番地1、株式会社八方建設、代表取締役前川浩志、構成員、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮誠二。

工事の内容をご説明いたします。

擁壁工と家が近接している箇所に設置する仮設土留め矢板工、グラウンドア

ンカー工の増、続きまして、一軸圧縮試験結果に基づく安定処理工における
固化材添加量の増、交通誘導員、警備員の増となっております。

以上でございます。

続きまして、議案第112号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第11号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策
工事（下布田10）。

2、変更前契約金額 2 億5,690万6,390円（税抜額 2 億3,355万1,264円）、
変更後契約金額 3 億2,571万5,232円（税抜額 2 億9,610万4,757円）、6,880
万8,842円の増となっております。

3、契約の相手方、受注者、緒方・長田特定建設工事共同企業体、代表者、
熊本県菊池市野間口1097番地、株式会社緒方建設、代表取締役緒方公一、構
成員、熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社、代表取締
役員長田宏二。

工事の内容をご説明いたします。

宅地擁壁基礎部の安定処理工について、集落全体で床掘り時に湧水が見ら
れ、セメントと現地発生土を混合して施工する安定処理工から生コン打設工
へ変更増としております。また、擁壁工と家が近接している箇所に設置する、
仮設土留め矢板工の増となっております。

以上でございます。

続きまして、議案第113号を説明いたします。

1、契約の目的、西小規模第7号、小規模住宅地区等改良工事（下布田
10）。

2、変更前契約金額 1 億3,382万5,215円（税抜額 1 億2,165万9,287円）、
変更後契約金額 1 億7,122万73円（税抜額 1 億5,565万4,612円）、3,739万
4,858円の増となっております。

3、契約の相手方、受注者、緒方・長田特定建設工事共同企業体、代表者
と構成員は先ほどの説明のとおりとなっております。

工事の内容を説明いたします。防火水槽の埋設に係る簡易仮設土留め矢板
工の増、また、道路線形変更による宅地擁壁工の増となっております。

以上でございます。

続きまして、議案第114号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第57号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工
事（KH-118・129・135）。

2、変更前契約金額 1 億428万円（税抜額9,480万円）、変更後契約金額 1
億2,128万4,900円（税抜額 1 億1,025万9,000円）、1,700万4,900円の増とな
っております。

3、契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710、日置工業株式会社、
代表取締役日置一登。

工事の内容を説明いたします。

石工不足によるブロック積みから中型ブロック積みへ変更増、ブロック積み工からルートパイプ工への変更増、一軸圧縮試験結果に基づく安定処理工における固化材添加量の増、以上でございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

議案番号ごとにいきますか。全部でいいですか。

ケツからいきましょう。議案番号114番についてです。

今月25日で工期が終了します。完成していると思います。精算分の変更契約でよろしいですか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）変更分の精算契約となります。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）次、議案番号113号に移ります。

第113号と第112号は特定JV関係が同じ業者さんですので、これは2つまとめて質疑いたします。

変更内容については、仮設工事の矢板関係と、今は目に見えなくなった土に潜る分の生コンへの変更、それと防火水槽関係が、これも矢板等の設置をしなければオープンではできなかったということのやつだと思います。

冒頭、今回の定例会のお話で出来高7割というお話が村長からもあったと思います。この7割の根拠は、足した約5億円近いですね、額面的には。約5億円の中の3割が今残っておるところであります。3割というと1億5,000万円、あと、出来高を3ヶ月で上げてくださいという契約かと思えます。違いますか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）村長から説明があったのは75%なんですけれども、これに関しましては、昨年度1回契約を切っておりますので、その分も合わせた全体ということで75%ということです。今年の契約だけだと、恐らく半分程度ぐらいだと思います。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）てっきり皆そう思っていますけれども、今回の変更契約分に関しての残り3割と。元の母体からしたら分母がえらい大きくなりますよね。倍近くになるのかな。ということになると、3か月で終わらせな

いかんというふうに村長も思っておられるし、私どもも思っています。というか、業者さんも含めて3か月で、トータルこれ12~13億円あったかと思いますがけれども、10億円としても3割だと3億円上げねばいかんような、現場で月1億円。ピーク時は右肩上がりの勾配ががんと上がります。今回、延べの残工事を見ますと、材料比重が高い工事が盛土関係購入土で、それと最後の黒舗装、路盤関係をし出してから出来高がぼんと上がりますけれども、その手前、途中で排水工事があります。メーター1万円ちょっとです。人件費いっても1日何十万円しか上がりません、出来高が。非常に厳しい工期、どうやって指導をやっていくのか、緒方・長田JVに関して答弁を求めます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）宮田議員が言われましたとおり、本当に工程的にも厳しい状況となっております。

最悪の場合は突貫工事というか、夜ももしかしたらお願いしないといけない状況になるんじゃないかと。もちろん地元の方々と役員さんがおられますので、そこら辺とのすり合わせを行ってやらないといけないかもしれません。今、ぎりぎりどうにか終わるんじゃないかという工程なんですけれども、雨が続いたりとか不測の事態が発生した場合はそういう可能性があるんじゃないかというふうに考えているところです。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）くれぐれも工期が延びないようにという、当初から議会側も執行部側もお話をしていたところですが、どう考えてもちょっと厳しい状況になってくるかと思います。それを突貫で逆に夜間までやって、地元の方々に寝る時間にドンドンガンガンやられたら布田の皆さんもたまったものじゃないというふうに思います。特に、重機が動くと振動するんですね。寝ておられん状況になります。その辺を含めても、逆に繰越しはもうきかないということになると台数を増やすしかないと思います。夜間、精いっぱい目をつぶって祭日にやっていかぐらいの話になります。

こっちは急げと言いますがけれども、対処方法的には幾つかあります。やはり非常に厳しい工期は誰が見ても間違いないのですけれども、その辺、地元の方々にもご協力を仰がなければいけないところだと思います。

最終的には業者さんの力量が見られるところですので、うちからも議会側からも当然、そういうことで執行部が工期内完成というふうな話をするのであれば、こちらからも工期内完成を指導する立場になりますので、そういったことで進めさせていただければいいかなと思います。

ただし、事故等を起こしてもらっても困りますので、ケツをたたきながら少し優しいところを持ってこちら側もいきますので、その辺はあうんの呼吸でやっていただければと思います。

同じ案件ですがけれども、次に移っていいですか。

○議長（山下一義君）はい、どうぞ。

○9番議員（宮田勝則君）議案第111号、八方・宇都宮J Vの受注されておる件です。

これは、トータルで解釈でいうたら70%ぐらいという話は、トータル事業、あれは十五、六億円あったと思いますけれども、その中の、これもちょっと厳しいと思います。特にここも同じような残工事が残ってきおるかと思えます。変更内容については、もう既に終わったようなやつばかりが出てきています。変更数字で不確定要素はもうほぼなくなってきたかと思えますけれども、やはり工期ですね、これは。工期関係が非常に厳しいと。大切畑は、布田と比べれば延長がちょっと短いですよ、道路関係が。やろうと思えばできるから、その辺を含めて同じような考えでいくのか、こっちはちゃんと終わらせていただけるのか、課長としての答弁で結構です。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）大切畑と布田の関係なんですけれども、ほとんど同じような状況で進んでいるところです。どちらかといえば、大切畑のほうが道路をやって、もうその都度水道を埋設しています。擁壁の量からすると大切畑のほうが若干多いかと思うんですけれども、ほぼ、基礎下の工事と1段目、2段目が上がっていますので、出来高が上がってないんですけれども、これから先延びるのは大切畑なんじゃないかというふうに予測をしておるところです。

布田はどうしてもまだ水道を全部新設しないといけない予定がありまして、そこら辺を昼間ほっておいて夜、夜間工事で全部つなげたりとか、そういった工夫でどうにか3月まで終わるように頑張っていければというふうに、課員総出でやっておりますので、一番時間がかかったりするの、住民さんとのトラブルだったりとかそういうのもあります。地元の役員さんだったり議員さんの力を借りて、一日も早く終わるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）この変更契約の中身については別段問題ないと思いますので、やはり最終的には地元の皆さん方が喜ぶものを予定期日内に納めていただくというのが契約の在り方です。若干のケツ延ばしを私どもが認めるわけにもいきませんので、最終まで頑張っていたきたいけれども、唯一こちらから指摘すれば、もっと早い段階でケツを分かっておるんだから、何か策はなかったらどうかというようなことはいつも思っています。

規模も規模ですしあまり言いませんが、そういったことで、次いろんなことがまた経済対策を含めて出てきます。そういったところも、よその業者さんは緩く見て地元の業者さんだけ厳しく見るというのはおかしいところも本

末転倒のところもありますというところで、やはりそういうところも考えてやっていただければと思います。村長はよく分かれておるとお思いますので、村長のほうからも叱咤激励を業者さんにできないものかとお思います。

一例が、熊本県知事が少し号令をかけましたときに、突貫になりましたけれども、迂回路がずっと、こんな早くできるのかというのが最後の極めで出てきましたので、村長から号令をかけていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）答弁はいいですか。

○9番議員（宮田勝則君）いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）契約したときから工期は工期ということですので、工期を守るのは当たり前ということあります。

ただ、突発的にいろんな障害物があったりとか、電柱が直らなきゃ仕事ができんとか、いろいろなこともございますので、あまり急いでばかりも仕事が雑になるということも考えられます。それ相応のケツをたたいてやっていかんといかんというふうに思っています。

もう大体毎回言われましたけれども、3月いっぱいまで全ての復旧工事は終わるということをお言しておりましたので、それに沿うように進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。

議案第111号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第111号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第111号は原案どおり可決されました。

議案第112号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第112号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第112号は原案どおり可決されました。

議案第113号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第113号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第113号は原案どおり可決されました。

議案第114号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第114号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第114号は原案どおり可決されました。

日程第10、発議第10号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

よって、発議第10号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

日程第11、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

4番、堀田議員。

(4番議員 堀田直孝君 登壇 報告)

○4番議員(堀田直孝君) 4番議員、堀田です。

令和2年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和2年11月16日に熊本県市町村自治会館におきまして開催されましたので、報告いたします。

本議会では、議第9号から議第15号までの議案が上程されました。各議案は、議第9号、専決処分の報告及び承認について「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」、議第10号、専決処分の報告及び承認について「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」、議第11号、令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議第12号、令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第13号、令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、議第14号、令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議第15号、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての7つの議案が審議されました。

主な事項につきましては、議第11号の令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定では、歳入総額3億802万8,287円、歳出総額2億5,444万2,855円、歳入歳出差引残額5,358万5,432円、うち基金繰入金0円、議第12号の令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定では、歳入総額2,960億2,848万9,216円、歳出総額2,876億6,783万4,574円、歳入歳出差引残額83億6,065万4,642円、うち基金繰入金0円というものでしたが、全ての議案におきまして、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

8番、上野議員。

（8番議員 上野正博君 登壇 報告）

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

阿蘇広域行政事務組合の定例会が10月19日に行われました。令和元年度一般会計、特別会計の歳入歳出の決算報告をいたします。

一般会計で、収入済額30億8,350万1,874円で、支出総額30億3,266万8,233円となっています。差引残額5,083万3,641円であります。その中で、本村が加入している一般会計のし尿処理費と総務費で、本村の負担金5,873万6,000円となっております。

それから、特別会計の養護老人ホーム湯の里荘については、収入済額1億5,348万円、支出済額1億4,025万5,000円、差引額1,322万5,000円となっております。本村の負担金1,243万6,000円となっております。

一般会計と特別会計を合わせて本村の負担が7,117万円であります。

本村は、さっき言いましたようにし尿処理と養護老人ホーム湯の里荘に加入しておりますのでこの2件ですけれども、現在、湯の里荘の入居者が49名、その中で西原村からの入居者が5名おられます。

これで令和元年度の収支決算報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告はございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（山下一義君）ないようでしたら、これで組合議会等報告を終わります。日程第12、陳情書の審議についてを議題とします。

11月20日に受理した陳情書は、お手元に配りました地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書のとおりです。

お諮りします。陳情書受理番号3番について、会議規則第95条及び第92条第2項の規定により、委員会付託を省略して本会議で審議したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略して本会議で審議することに決定しました。

陳情書受理番号3番、受理年月日、令和2年11月20日、陳情者名、肥後大津たばこ販売組合、専務理事坂本健一。陳情の要旨、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書。

以上1件の陳情書の朗読を事務局より行います。

○議会事務局長（米口三喜男君）受理番号3番、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を朗読いたします。

令和2年11月20日。西原村議会議長、山下一義殿。

熊本県阿蘇郡西原村大字河原855、肥後大津たばこ販売組合、専務理事坂本健一。

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2018年7月に、望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が公布され、2019年7月1日には第一種施設を対象にした一部施行が行われ、2020年4月1日から全面施行となりました。

第一種施設である行政庁舎については、「原則敷地内禁煙。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。」とされておりますが、一部の行政庁舎では屋外喫煙所

が撤去され、敷地内全面禁煙となってしまいました。

そのため、喫煙する来場者や職員は、近隣施設の喫煙場所に集中しての喫煙や路上での喫煙を余儀なくされており、却って「望まない受動喫煙」を誘発する状況になっています。

この法律は、たばこを「吸える場所、吸えない場所」を明らかにして、望まざる受動喫煙を防止するものであり、禁煙を推進するものではありません。

今後、全国各地の公共施設や飲食店等における設置要件を満たす喫煙場所設置は、高額な費用が発生するところから実現は困難であり、喫煙場所の撤去・縮小が予測されます。そのため、喫煙者は路頭に迷い、ポイ捨てや喫煙ルール無視の増加が危惧されます。

また、たばこは法律で認められている嗜好品であり、喫煙者は「たばこ税」を通して、国や地方自治体の財政に大きな貢献をしています。貴村においては、年間約5千万円のたばこ税による収入があり、それが村民の生活に大きく役立っているところです。

昨年12月に与党が取りまとめた「令和2年度税制改正大綱」において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされており、加えて本年1月に総務省自治税務局より発出された「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されております。

分煙環境の整備は、「望まない受動喫煙防止」はもとより、継続的安定税収の確保に資するものと考えます。また、公共喫煙場所を充実させることは、ポイ捨てや歩きたばこが減少し、行政・商店街等が取組む環境美化の促進が期待されます。そして、喫煙所（場所）の設置や排気設備の更新などが進まない事業者を支援することは、改正健康増進法の徹底、無用なトラブルの減少になります。

係る状況を踏まえて、私たちは、「望まざる受動喫煙を防止し、喫煙者も非喫煙者もお互いが気持ちよく生活できるよう、地方たばこ税の一部を活用して喫煙環境を整備」して頂きたく、関係する団体とともに下記の通り強く陳情いたします。

記。

1、地方たばこ税の一部を活用した、公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めることを強く求めます。

2、地方たばこ税の一部を活用し、事業者が取組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当することを強く求めます。

3、国に対し、貴自治体として、地方たばこ税を喫煙場所整備に活用できる全国的な制度の整備を要望していただくことを強く求めます。

連署者、熊本県熊本市中央練兵町61-1、九州中部たばこ販売協同組合連合会、会長益田龍朗、ほか下記のとおり6団体となっております。

以上です。

○議長（山下一義君）ただいま事務局より朗読が終わりました。陳情書受理番号3番について何か質疑ございませんか。

3番、小城議員。

○3番議員（小城保弘君）3番、小城です。

マイクが故障のため、横のマイクを使わせていただきます。

今、朗読を聞いておりましたけれども、たばこというのは百害あって一利なしという、吸わない人から見ればそういった意見がたくさんありますけれども、愛煙家の方々はやはり精神安定剤とか、ぼけ防止に吸っているというようなこじつけで言われる方もおります。健康面に関しては多大に害があると私は思いますけれども、環境面とか衛生面に対しては、やはり喫煙施設があったほうが私はよいと思います。

なかなか、吸わない人にはやはりやめてもらいたいとかありますけれども、私も愛好家でございますし、その点、たばこのポイ捨てや環境問題で、また子どもの非行とか、そのためには屋外の喫煙施設を進めたいと思ひまして、推進していつてもらいたいと思ひます。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかにごございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより陳情書受理番号3番について起立により採決します。

陳情書受理番号3番、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号3番は採択されたものと決定しました。

日程第13、委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員会委員長宮田勝則君、総務福祉常任委員会委員長中西義信君、産業教育常任委員会委員長西口義充君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文

君、以上の方から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付されました議事は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和2年第4回西原村議会定例会を閉会します。

午後 2時01分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

7 番議員 西 口 義 充

8 番議員 上 野 正 博